

徳島市
地域福祉計画

平成 22 年 1 月

徳 島 市

目次

総論

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の策定経過	5
第2章 徳島市の現状.....	7
1 人口・世帯の状況	7
2 子どもの状況.....	10
3 高齢者の状況.....	12
4 障害のある人の状況.....	14
5 アンケート結果からみた市民意識	16
6 地区座談会からみた市民意識	21
第3章 計画の基本的な考え方	25
1 基本理念.....	25
2 基本目標.....	25
3 計画の体系	26



各論

第1章 地域住民としての意識づくり	27
1 地域の連携の強化	28
2 福祉活動への参加の促進.....	30
3 支え合う意識の高揚.....	32
第2章 サービスが利用しやすい仕組みづくり.....	33
1 相談体制の整備	34
2 情報提供体制の整備.....	36
3 ニーズに応じたサービスの提供.....	37
4 援護が必要な人への柔軟な対応.....	38
5 地域活動団体への支援	39
6 支援が必要な人への対応.....	40
第3章 地域福祉の担い手づくり	41
1 子どもたちの思いやりの心を育みましょう.....	42
2 福祉のことをもっと知りましょう	44
3 地域福祉リーダーの育成.....	45
4 ボランティア活動やNPO活動の推進.....	47
5 専門的な活動のできる人材の確保	49
第4章 地域における福祉の環境づくり.....	50
1 住みやすいまちづくり	51
2 人にやさしいまちづくり.....	53
3 安心・安全なまちづくり.....	54
4 要援護者への支援の充実.....	55
5 地域に合った取組みの推進.....	56
第5章 計画の推進に向けて.....	57
1 社会福祉協議会との連携の強化.....	58
2 福祉ネットワークの充実.....	59
3 計画の評価・検証	60



資料

策定体制.....	61
策定会議等の実施状況.....	62
徳島市地域福祉計画策定市民会議設置要綱.....	63
徳島市地域福祉計画策定市民会議委員名簿.....	64
徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱.....	65
徳島市地域福祉推進連絡会委員名簿.....	67
徳島市地域福祉推進幹事会幹事名簿.....	68

I 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

近年の私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化・核家族化の進行、経済の低成長、地域の連帯感の希薄化などにより、これまでとは異なった状況になってきています。

高齢者、障害のある人など、生活上の支援を必要とする人たちは、一層厳しい状況に置かれ、青少年や中年層においても、生活不安やストレスが増大し、自殺、ホームレス、DV（ドメスティック・バイオレンス）、虐待、引きこもり、ニートなどの新しい社会問題が発生してきています。

このような問題を軽減・解決し、市民一人ひとりが安心して暮らせる環境と幸せな生活を実現するためには、それぞれの地域の特性に合わせた福祉サービスの提供はもちろん、地域住民がともに支え合い、助け合う社会を形成しなければなりません。

(2) 計画策定の趣旨

わが国の社会経済構造の変化に対応できるよう、社会福祉の分野においても社会福祉基礎構造改革について議論が重ねられ、中央社会福祉審議会において、これらの社会福祉の目的は「従来のような限られたものの保護・救済にとどまらず、国民全体を対象として社会連帯の考え方に立った支援を行い、個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにある」とされました。

この理念を受け、平成12年6月に社会福祉の一層の増進を図るため、「社会福祉事業法」が改正され「社会福祉法」となり「地域福祉の推進」が明確に位置づけられました。新しい社会福祉法は、差異や多様性を認め合い、地域住民相互の連帯や心のつながりを築く「ソーシャル・インクルージョン」という考え方を示し、すべての人が身近な地域社会の中で疎外されることなく、地域のあらゆる活動へ参加・参画することのできる社会の実現を目指しています。

また、平成15年4月から「市町村地域福祉計画」及び「都道府県地域福祉支援計画」に関する規定が施行され、徳島県においては、市町村の地域福祉計画策定に関する具体的支援として、市町村が地域福祉計画づくりに取り組む際の参考となるよう平成15年3月に「市町村地域福祉計画策定ガイドライン」を作成しています。

本市においては、こうした状況を踏まえ、全ての人々が安心して暮らせる福祉のまちを実現するためには、地域社会が同じ目標を持ち、支え合いながら、再び地域のつながりを取り戻しつつ、連帯して地域福祉を進めていくことが必要となっていることから、行政や地域が一体となって進める協働の取組みに関して、基本的な考え方や理念を示すため「徳島市地域福祉計画」を策定することとしました。

(3) 福祉施策の流れと今後の課題

日本の人口は、晩婚化や未婚などの影響から出生率の低下が著しく、また平均寿命の伸長により、少子高齢化が急速に進行しています。

こうした中、高齢者に関しては平成 12 年 4 月から介護保険制度が施行され、社会全体で介護を必要とする高齢者を支える仕組みができました。また、平成 18 年度からは介護予防対策の充実、地域密着型の施策が展開されています。

また、障害者施策の分野においても、制度の基軸が「措置」から「契約（支援費制度）」へと大きく転換し、さらに「障害者本人を中心とした個別の支援をより効果的、効率的に進められる基盤づくり」として『障害者自立支援法』が制定されました。

少子化対策では「子育て・子育ての社会化」という理念が示され、家庭への支援策はもちろん、地域、企業等が一体となって支援する新たな仕組みづくりが始まりました。

さらに、市民の福祉への関心が高まりボランティアやNPOによる活動が活発になったほか、まちづくりにおいてもバリアフリーやユニバーサルデザインの考え方が浸透しつつあります。

一方では、社会構造の変化により地域における連帯感が希薄になり、高齢者の自殺や孤独死、災害時要援護者の避難支援などの問題が発生し、また児童や高齢者に対する虐待、ネグレクト（養育放棄）、引きこもり、犯罪の低年齢化・増加などにより新しい福祉ニーズに対応しなければなりません。

しかし、少子高齢社会では、限られた財源や人的資源を有効的、効率的に活用し、問題解決を図らなければなりません。

そのため、住民自身の努力による「自助」、地域住民がお互いに助け合う「共助」、行政や社会福祉協議会などが取り組む「公助」という役割分担が必要な時代になってきました。

また、市民と行政がそれぞれの特長を生かしながらともに「協働」することが重要となります。

(4) 「地域」の捉え方

この計画における「地域」とは、一定の範囲や特定の地域を意味するものではありません。

隣り近所や町内会、公民館単位などの生活圏を捉えた「暮らしの空間」としての地域をはじめ、ボランティア、NPO、事業者などの事業活動を中心とした「活動の空間」としての地域があります。

人の営みや様々な活動が行われる範囲は、それぞれが重なり合いながら、住民相互のつながりや交流、助け合いなどが必要になります。

こうした範囲を「地域」と捉えるほか、徳島市全体を対象にした活動や施策を展開する場合は徳島市全体を「地域」と捉えます。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

この計画は、社会福祉法第 107 条に基づく「地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画（市町村地域福祉計画）」として策定するものであり、本市の地域福祉を総合的かつ計画的に推進することを目的とします。

社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地方自治法第 2 条第 4 項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(2) 計画の期間

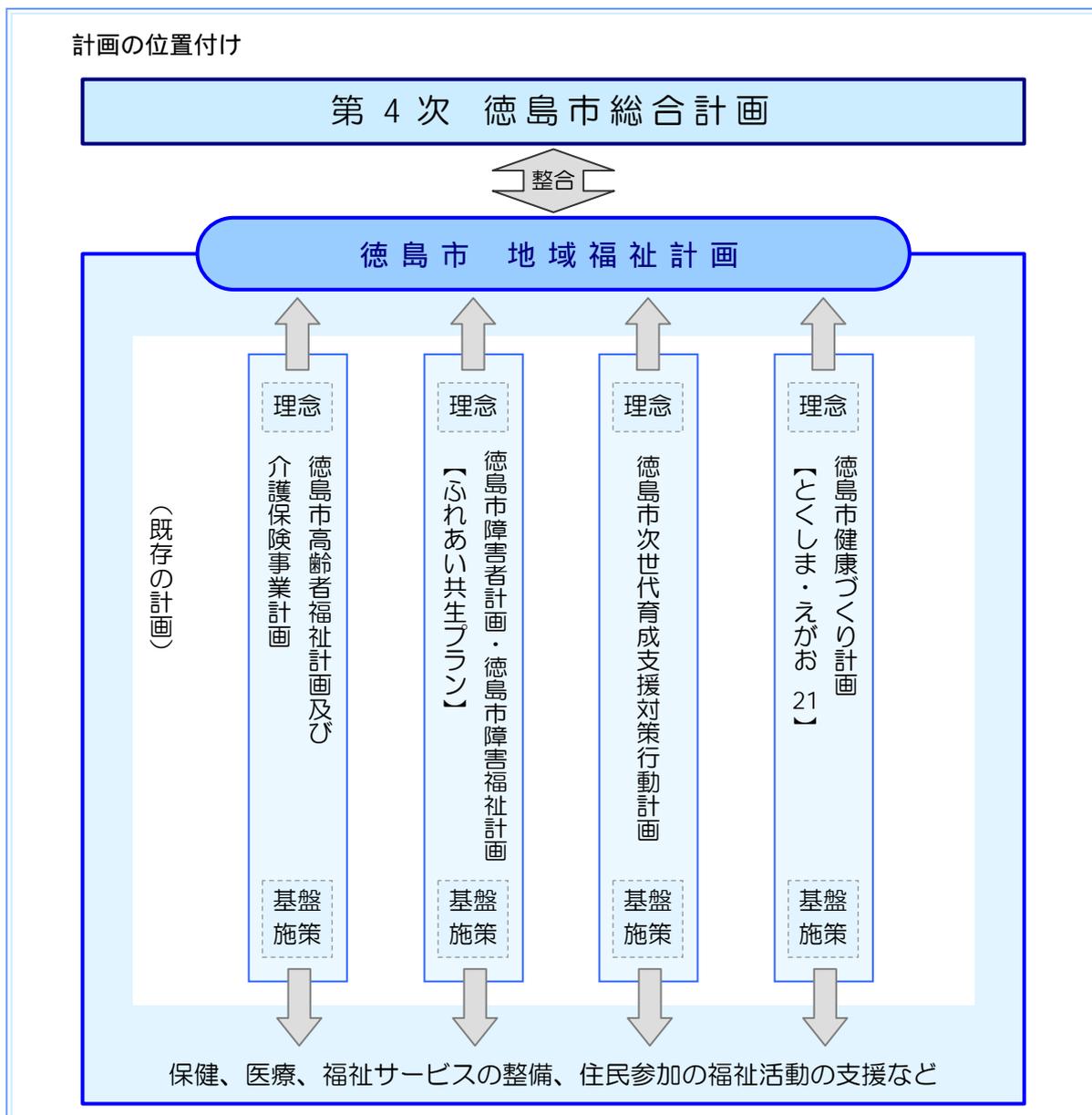
本計画の計画期間は、第 4 次徳島市総合計画の期間と連携を図る上からも、平成 21 年度から平成 28 年度までの 8 年間とし、計画の途中で必要な見直しを行います。

(3) 徳島市諸計画との位置付け

本計画は、「第4次徳島市総合計画」を上位計画とする計画であり、「心おどる水都・とくしま」という将来像を地域福祉の分野から実現するための計画です。

「第4次徳島市総合計画」においては、「元気とくしま」・「安心とくしま」・「信頼とくしま」という3つのまちづくりの基本理念のもと、「にぎわいの都市づくり」・「しあわせの生活づくり」・「ぬくもりの社会づくり」・「かがやきの人づくり」の基本目標が立てられています。

さらに、福祉分野における個別計画が策定されており、「徳島市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」・「徳島市障害者計画・徳島市障害福祉計画（ふれあい共生プラン）」・「徳島市次世代育成支援対策行動計画」、「徳島市健康づくり計画 とくしま・えがお21」等、既存の各種関連計画における協働の取組みに関して、基本的な考え方や理念などを相互に関連づけるとともに、各計画の地域福祉の分野に関する関連施策の実現に向けて、基本方針と施策展開の方向を明らかにするものです。



3 計画の策定経過

本計画は、策定の段階から積極的な市民参加と、庁内組織における検討によって計画づくりを行いました。

(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議

本計画を策定するにあたり、学識経験者、公募による市民、福祉団体の代表からなる「徳島市地域福祉計画策定市民会議」を設置し、計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議、その意見を計画に反映させています。

(2) 徳島市地域福祉推進連絡会

本計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、「徳島市地域福祉推進連絡会」及び下部組織である「徳島市地域福祉推進幹事会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行い、計画案を作成しました。

(3) アンケート調査の実施

地域福祉に関する課題やニーズ調査のため、一般市民を対象に「地域福祉に関する市民アンケート調査」を実施しました。また、地域活動の実態や取り組みを把握するため、住民自治組織やボランティア団体、NPOなど各福祉関連団体を対象に「徳島市地域福祉計画策定にかかる調査」を実施しました。これらの調査による意見や課題を計画に反映させています。

調査の概要

■ 市民アンケート調査

(調査対象) 徳島市在住の15歳以上の方を対象として無作為抽出。

配布数 3,000人 有効回収数 1,204人 有効回収率 40.13%

(調査方法) 郵送配布 - 郵送回収

(調査時期) 平成20年10月中旬

■ 事業所アンケート調査

(調査対象) 徳島市内で福祉活動を行うボランティア・NPO・自主防災団体

有効回答数 52団体

(4) 地区座談会の実施

本市における地域ごとの課題やニーズを把握するため、市内4地区（新町地区、津田地区、多
家良地区、国府地区）で地区座談会を開催し、市民の視点や地域の考え方を取り入れて策定しま
した。

(5) パブリックコメント手続の実施

計画案を公表し、計画案に対する市民の意見を広く求めるため、パブリックコメント手続を実
施しました。

■ パブリックコメント手続による意見募集

(実施時期) 平成21年9月24日～平成21年10月23日

第2回 市民会議（平成21年2月16日）



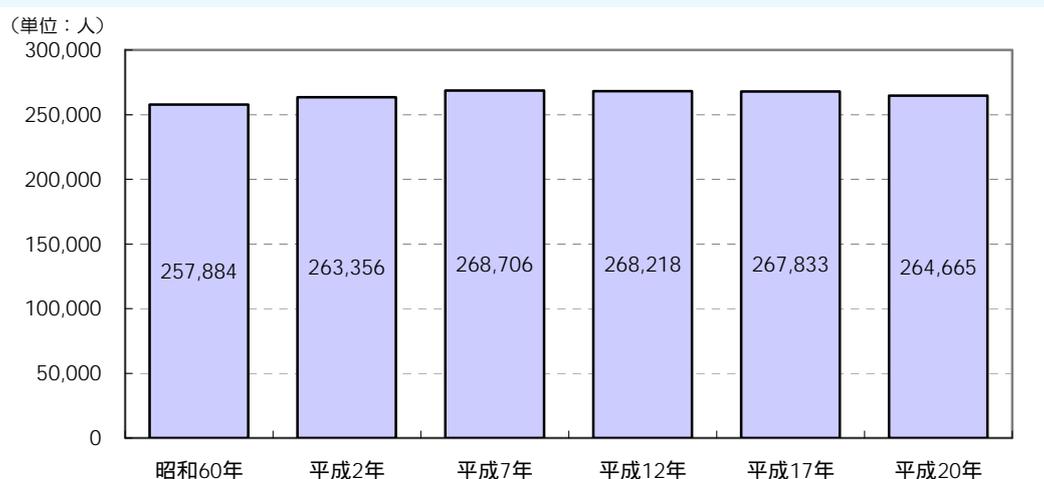
第2章 徳島市の現状

1 人口・世帯の状況

(1) 人口の状況

徳島市の人口は、平成20年4月1日現在で264,665人です。昭和60年からの推移をみると、平成7年の268,706人をピークに、減少傾向にあります。

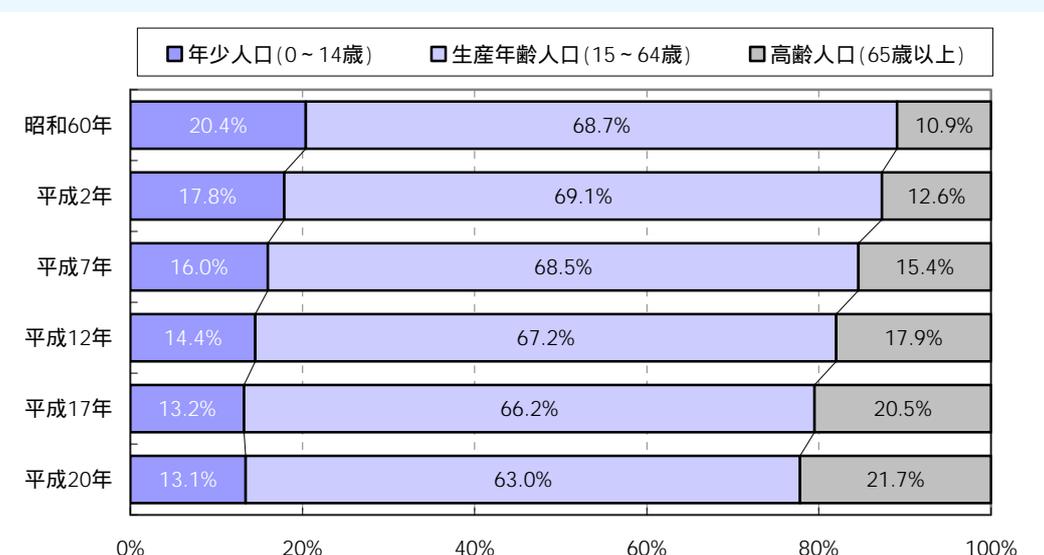
総人口の推移



資料 昭和60年～平成17年：国勢調査（各年10月1日現在）、平成20年：徳島市推計人口統計（4月1日現在）
推計人口とは、直近の国勢調査人口に、住民基本台帳と外国人登録の増減数を加減したものです。

また、年齢階層別割合の推移をみると、昭和60年以降、年少人口（0～14歳）は20.4%から13.4%と7ポイント減少しているのに対し、逆に高齢人口（65歳以上）は10.9%から22.2%と11.3ポイント増加しており、本市においても少子高齢化が急速に進行している状況がみられます。

年齢3階層別人口構成

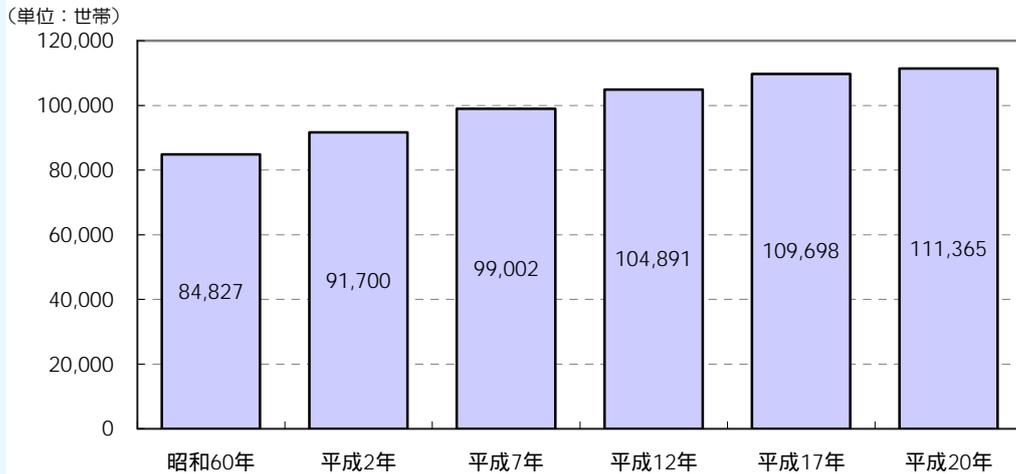


資料 昭和60年～平成17年：国勢調査（各年10月1日現在）、平成20年：住民基本台帳人口(4月1日現在)

(2) 世帯の状況

徳島市の一般世帯数は、平成20年4月1日現在で111,365世帯となっています。昭和60年からの推移をみると増加傾向にあり、核家族化等の進行がうかがえます。

世帯数の推移

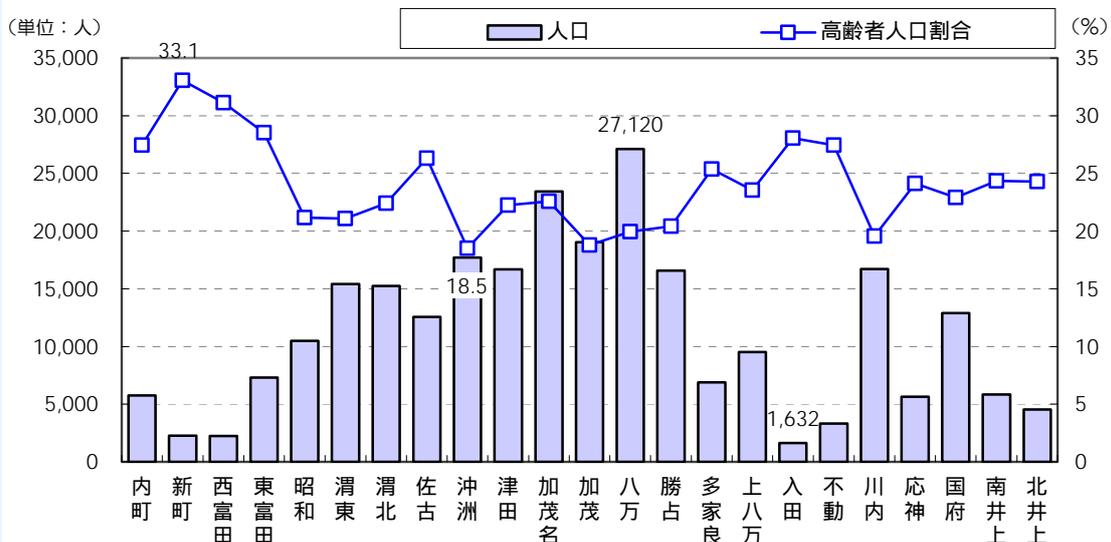


資料 昭和60年～平成17年：国勢調査（各年10月1日現在）、平成20年：徳島市推計人口統計（4月1日現在）

(3) 地区別の人口・世帯の状況

平成20年4月1日現在の地区別人口をみると、最も多い人口の地区は八万地区で27,120人となっています。最も少ない人口の地区は入田地区で1,632人となっています。高齢化率は新町地区が33.1%と最も高く、沖洲地区が18.5%と最も低くなっています。

地区別人口数および高齢化率（平成20年4月1日現在）



地区別人口数および高齢化率（平成20年4月1日現在）

（単位：人、%、世帯）

地区	総人口	年少人口 (0-14歳)	生産年齢人口 (15-64歳)	高齢者人口 (65歳以上)	高齢化率	世帯数
内町	5,744	581	3,587	1,576	27.4	2,733
新町	2,281	195	1,332	754	33.1	1,036
西富田	2,248	197	1,351	700	31.1	1,138
東富田	7,309	721	4,503	2,085	28.5	3,700
昭和	10,479	1,374	6,886	2,219	21.2	4,938
渭東	15,404	2,116	10,040	3,248	21.1	7,024
渭北	15,245	2,047	9,782	3,416	22.4	6,980
佐古	12,557	1,465	7,788	3,304	26.3	5,844
沖洲	17,721	2,627	11,812	3,282	18.5	7,307
津田	16,671	2,158	10,805	3,708	22.2	7,168
加茂名	23,438	3,116	15,032	5,290	22.6	10,317
加茂	19,045	2,924	12,545	3,576	18.8	7,968
八万	27,120	3,860	17,848	5,412	20.0	11,516
勝占	16,582	2,477	10,719	3,386	20.4	6,382
多家良	6,882	869	4,267	1,746	25.4	2,440
上八万	9,531	1,104	6,184	2,243	23.5	3,682
入田	1,632	158	1,016	458	28.1	590
不動	3,317	386	2,021	910	27.4	1,421
川内	16,707	2,527	10,912	3,268	19.6	6,613
応神	5,639	593	3,685	1,361	24.1	2,274
国府	12,886	1,815	8,118	2,953	22.9	4,926
南井上	5,837	797	3,619	1,421	24.3	2,110
北井上	4,524	585	2,840	1,099	24.3	1,648
計	258,799	34,692	166,692	57,415	22.2	109,755

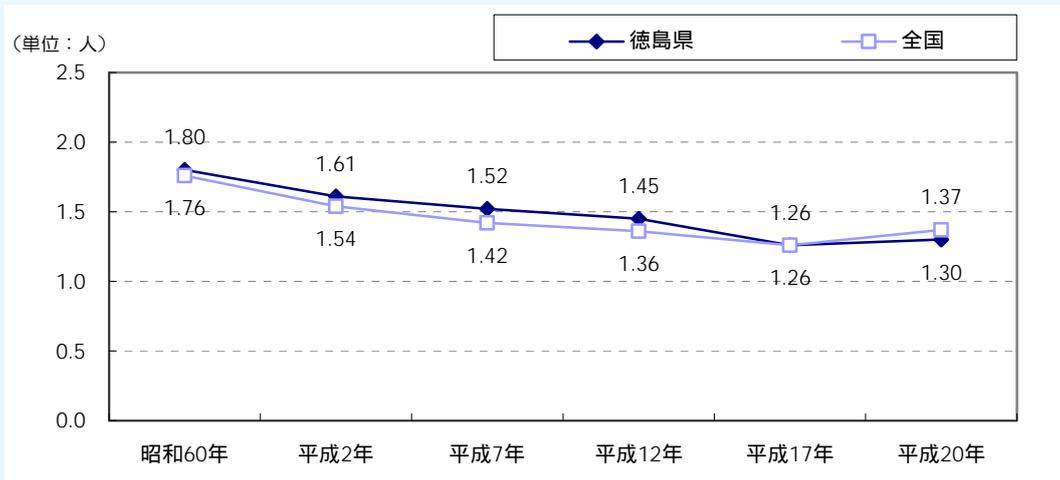
資料 平成20年：住民基本台帳人口(4月1日現在)

2 子どもの状況

(1) 合計特殊出生率

徳島県の合計特殊出生率は、昭和60年の1.80から平成20年では1.30と減少傾向にあります。

合計特殊出生率の推移



資料 人口動態統計

(2) 児童数

就学前児童数の推移をみると、人口の減少とともに、平成16年の14,234人から平成20年度には13,027人と、減少傾向にあります。人口に対する就学前児童数の割合を見ると、平成16年度の5.4%から平成20年度では5.0%と0.4ポイント減少しており、少子化の進行がうかがえます。

(単位：人、%)

	平成 16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
人口	262,092	261,359	260,228	260,159	258,799
就学前児童数	14,234	13,863	13,497	13,448	13,027
0歳	2,267	2,182	2,022	2,210	2,053
1歳	2,343	2,253	2,211	2,072	2,202
2歳	2,341	2,334	2,244	2,246	2,019
3歳	2,442	2,323	2,294	2,278	2,192
4歳	2,348	2,434	2,321	2,322	2,275
5歳	2,493	2,337	2,405	2,320	2,286
就学前児童数の割合(対人口)	5.4	5.3	5.2	5.1	5.0

資料 保健福祉事業の概要

(3) 家庭児童相談状況

家庭児童相談では、学校生活等よりも家族関係の相談件数が多くなっています。特に平成18年度以降は「虐待」関係の相談件数が最も多くなっています。

また、平成20年度の相談件数の年齢内訳をみると、就学前（0～5歳）の相談ケースが50.6%（88件）と全体の約半数を占めています。

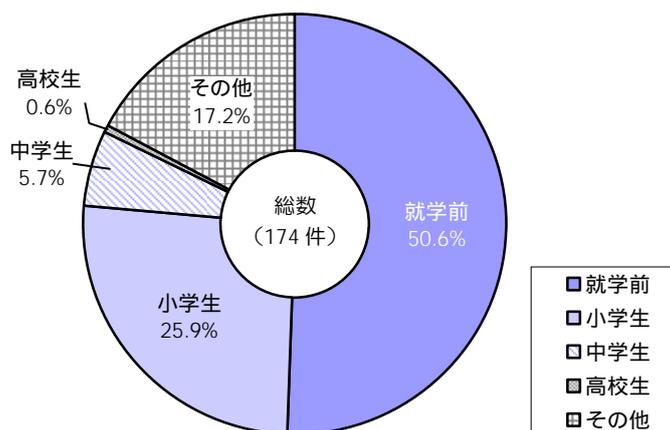
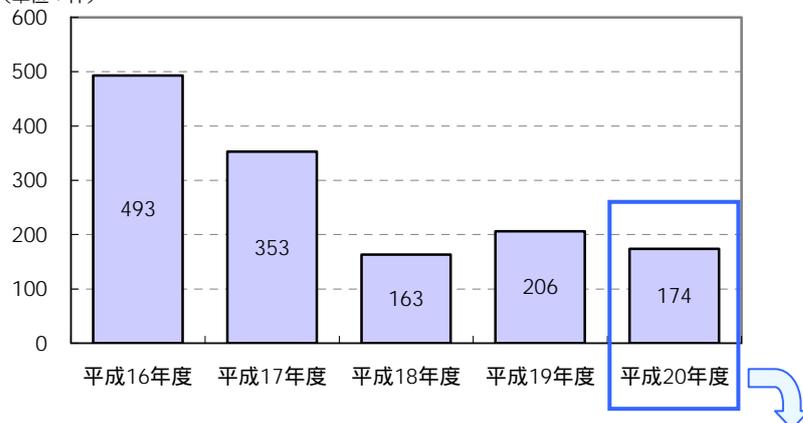
(単位：件)

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
性格・生活習慣	23	15	1	2	0
知能・言語	3	11	0	0	0
学校生活	29	27	10	3	0
非行	4	1	2	0	0
家族関係	102	134	82	107	105
うち虐待	76	119	82	107	105
環境福祉	301	147	60	93	67
心身障害	12	11	4	1	2
その他	19	7	4	0	0
計	493	353	163	206	174

資料 保健福祉事業の概要

相談総件数の推移

(単位：件)

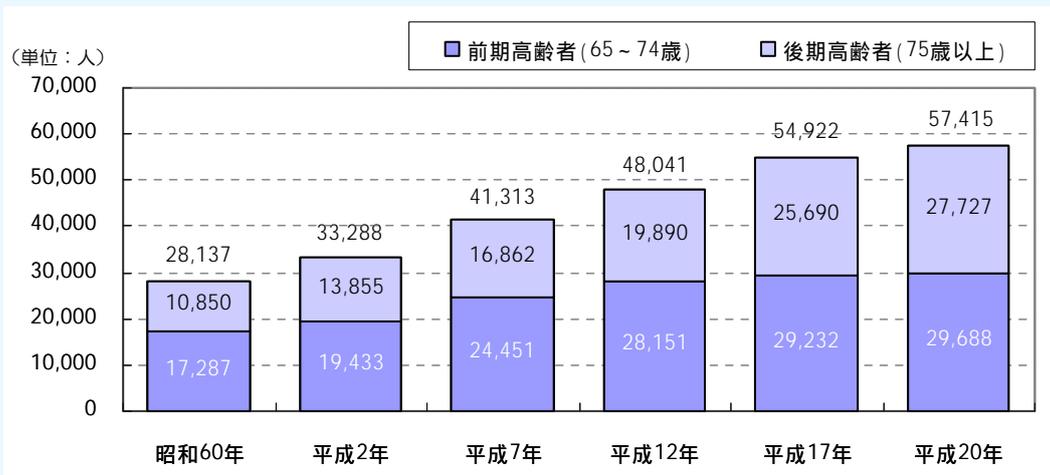


3 高齢者の状況

(1) 高齢者人口

65歳以上の高齢者人口は増加傾向にあります。前期高齢者と後期高齢者の推移をみると、特に後期高齢者の増加が著しく、昭和60年時点に比べ約2.6倍になっており、高齢者の中での高齢化の進行がうかがえます。

高齢者人口の推移



資料 昭和60年～平成17年：国勢調査（各年10月1日現在）、平成20年：住民基本台帳人口（4月1日現在）

(2) 高齢者世帯の状況

高齢者世帯は増加傾向にあり、平成17年には35,550世帯となっており、一般世帯の32.5%となっています。また、高齢者のいる世帯のうち、特に高齢者の一人暮らし世帯の増加が著しく、平成17年には9,382世帯と、昭和60年に比べ約3.2倍となっています。

(単位：世帯)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
一般世帯数	84,605	90,738	98,483	104,891	109,359
高齢者のいる世帯	20,067	22,914	27,351	32,085	35,550
一人暮らし世帯	2,914	2,950	5,078	7,927	9,382
夫婦のみの世帯	3,602	3,991	5,638	7,523	9,270
その他の世帯	13,551	15,973	16,635	16,635	16,898

資料 国勢調査

(3) 要介護認定状況

要介護（要支援）認定者数の状況を見ると、平成 18 年度は 13,120 人、平成 20 年度は 13,259 人であり、横ばいの状況となっています。

また、要介護認定者の構成比率をみてみると、要支援 1 及び要介護 2～4 において増加、要支援 2 及び要介護 1 では減少しています。

要介護（要支援）認定者数の推移

(単位：人)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
要支援 1	2,839	2,856	3,062
要支援 2	2,163	2,142	1,958
要介護 1	2,723	2,133	2,105
要介護 2	1,699	2,036	2,059
要介護 3	1,560	1,745	1,810
要介護 4	1,186	1,212	1,256
要介護 5	950	947	1,009
計	13,120	13,071	13,259

資料 保健福祉事業の概要(各年度末現在)

4 障害のある人の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成11年度には7,972人であったものが、平成20年度には9,857人に増加しており、年々増加傾向にあります。

身体障害者手帳所持者数の推移



資料 保健福祉事業の概要（各年度4月1日現在）

(2) 療育手帳所持者数の推移

平成16年度以降の療育手帳所持者数をみると、平成16年度には1,443人であったものが、平成20年度には1,696人まで増加しています。

療育手帳所持者数の推移

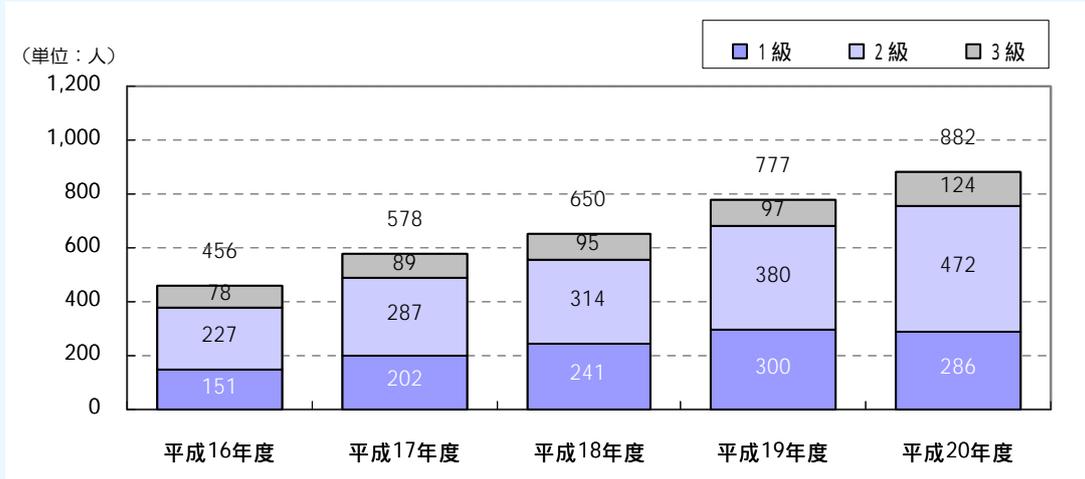


資料 保健福祉事業の概要（各年度4月1日現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成 20 年度の精神障害者保健福祉手帳の所持者数は 882 人となっています。平成 16 年の 456 人と比較すると、約 1.9 倍に増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料 保健福祉事業の概要(各年度4月1日現在)

(4) 難病患者数の推移

難病に指定された疾患の患者のうち、公費負担のある特定疾患認定患者数は、平成 19 年度で 1,426 人となっており、平成 15 年度から平成 19 年度までの 4 年間で 187 人、15%増加しています。

特定疾患認定患者数の推移



資料 徳島市障害者計画(各年度末現在)

5 アンケート結果からみた市民意識

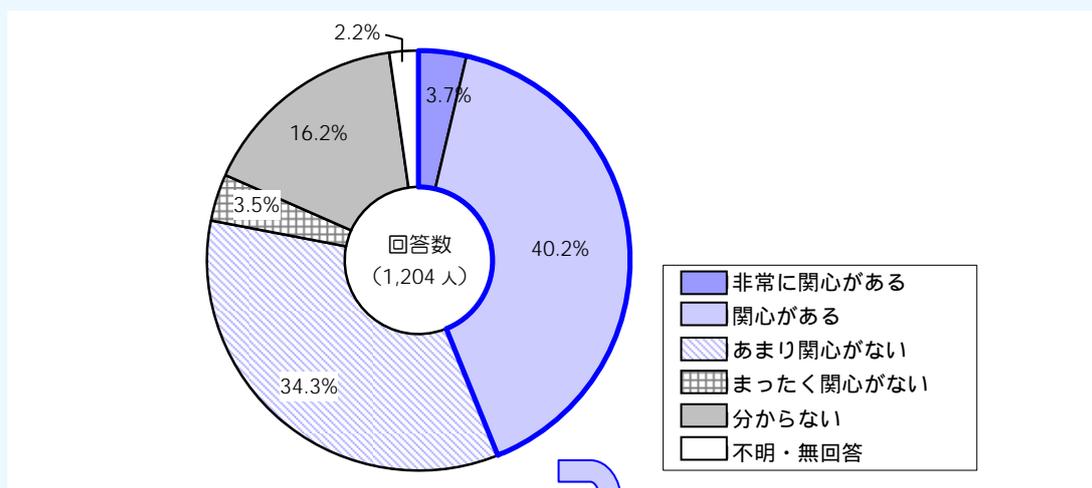
(1) 地域福祉への関心度

地域福祉への関心をたずねたところ、「関心がある」が40.2%と最も多く、「非常に関心がある」(3.7%)と合わせると、4割以上の方が地域福祉に『関心がある』という結果となっているものの、「あまり関心がない」が34.3%と次いで多く、「まったく関心がない」(3.5%)と合わせると、『関心がない』が4割近くとなっており、関心がある人と関心がない人が同じくらいいる傾向がうかがえます。

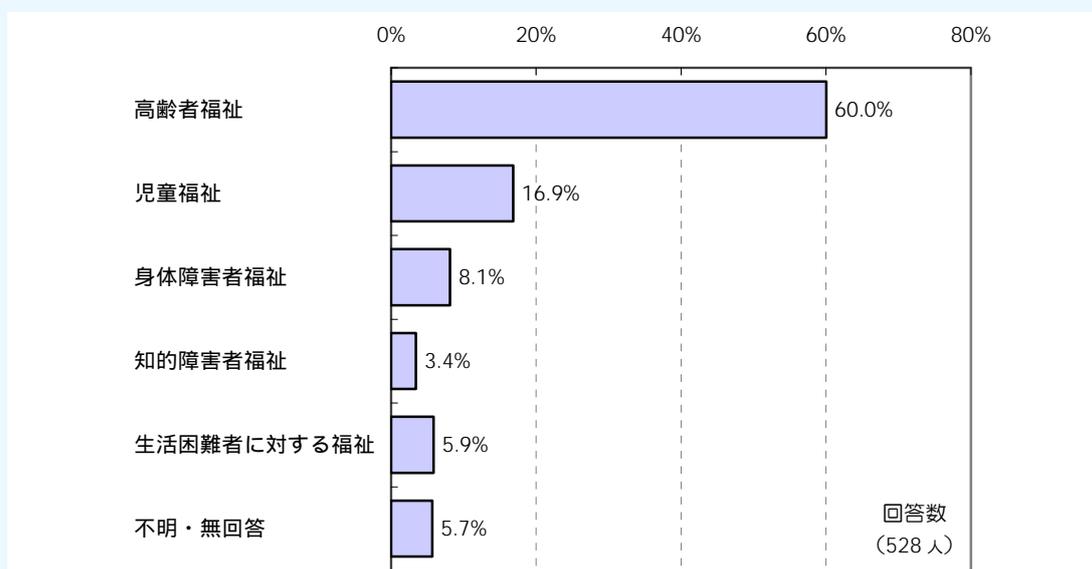
また、関心のある分野については、「高齢者福祉」が60.0%と最も多く、次いで多い「児童福祉」で16.9%と2割未満となっており、高齢者福祉への関心の高さがうかがえます。

関係機関と連携し、「高齢者福祉」の充実を図る必要があります。

地域福祉への関心度



地域福祉で関心のある分野

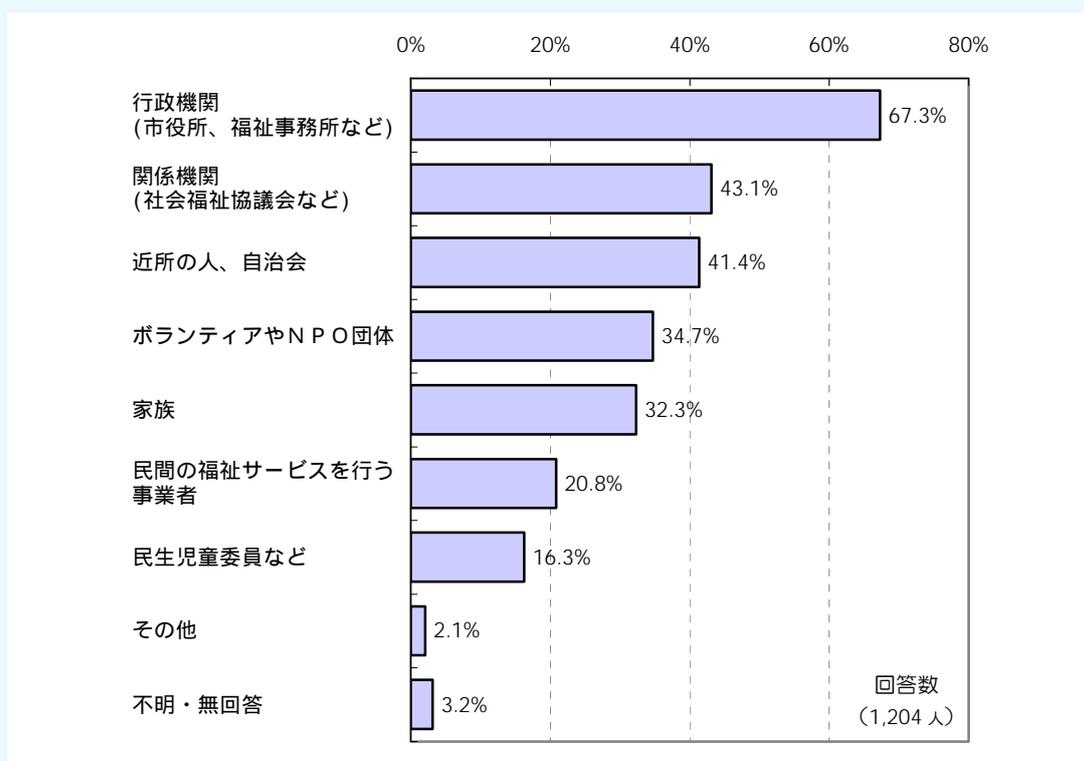


(2) 地域での福祉活動を支える主体

地域での福祉活動を支えていく主体についてたずねたところ、「行政機関（市役所、福祉事務所など）」が 67.3%と最も多く、次いで「関係機関（社会福祉協議会など）」（43.1%）、「近所の人、自治会」（41.4%）の順となっています。

行政機関や関係機関が主体となった活動を求めている人が多い一方で、近所の人、ボランティア、家族等の意見も3割以上となっていることから、今後、地域福祉を進める上で、行政と市民がパートナーシップを築き、一体となった協働のまちづくりが極めて重要であると言えます。

地域での福祉活動を支える主体

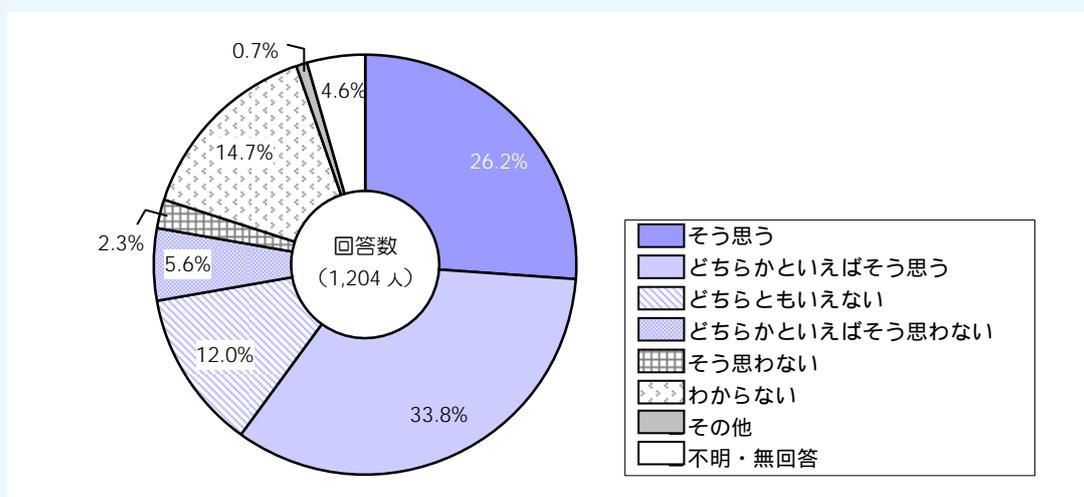


(3) 住民参加による福祉活動の推進

住民参加による地域活動を推進していくことの必要性についてたずねたところ、「どちらかといえばそう思う」が33.8%と最も多く、次いで「そう思う」26.2%となっており、地域において発生する多様な福祉ニーズにきめ細かく対応していくため、住民参加による地域活動を推進していくことが必要であると『思う』との回答が約6割を占める結果となっています。

また、その他意見として「どういう問題点やニーズがあるのかが分からない」といった意見もあり、福祉ニーズの把握が重要となっています。

住民参加による福祉活動の推進

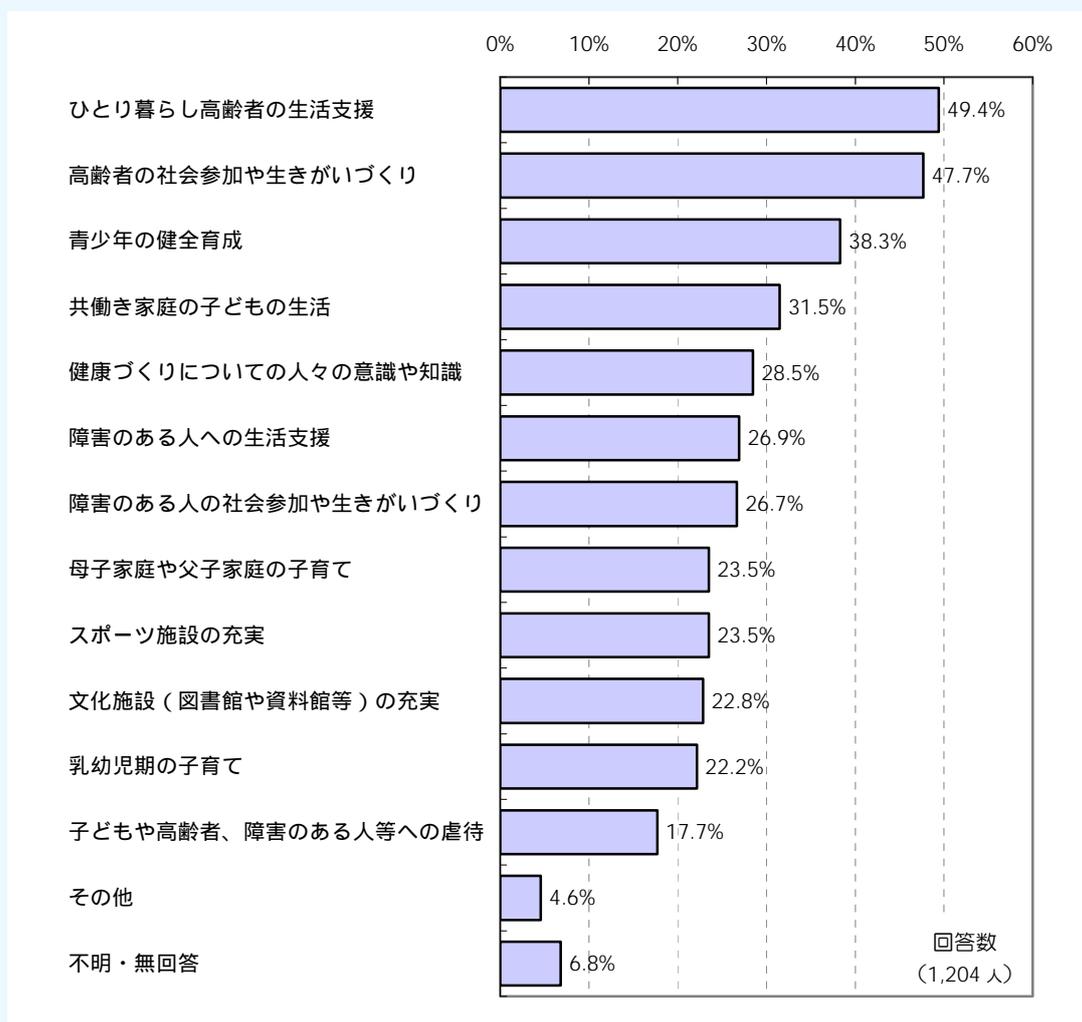


(4) 地域住民が取り組むべき課題や問題

地域住民が取り組むべき課題や問題についてたずねたところ、「ひとり暮らし高齢者の生活支援」が49.4%と約半数を占め最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいづくり」(47.7%)、「青少年の健全育成」(38.3%)、「共働き家庭の子どもの生活」(31.5%)の順となっています。

高齢者（特にひとり暮らし高齢者）や子どもへの支援が必要だと考えている人が多いことが分かります。

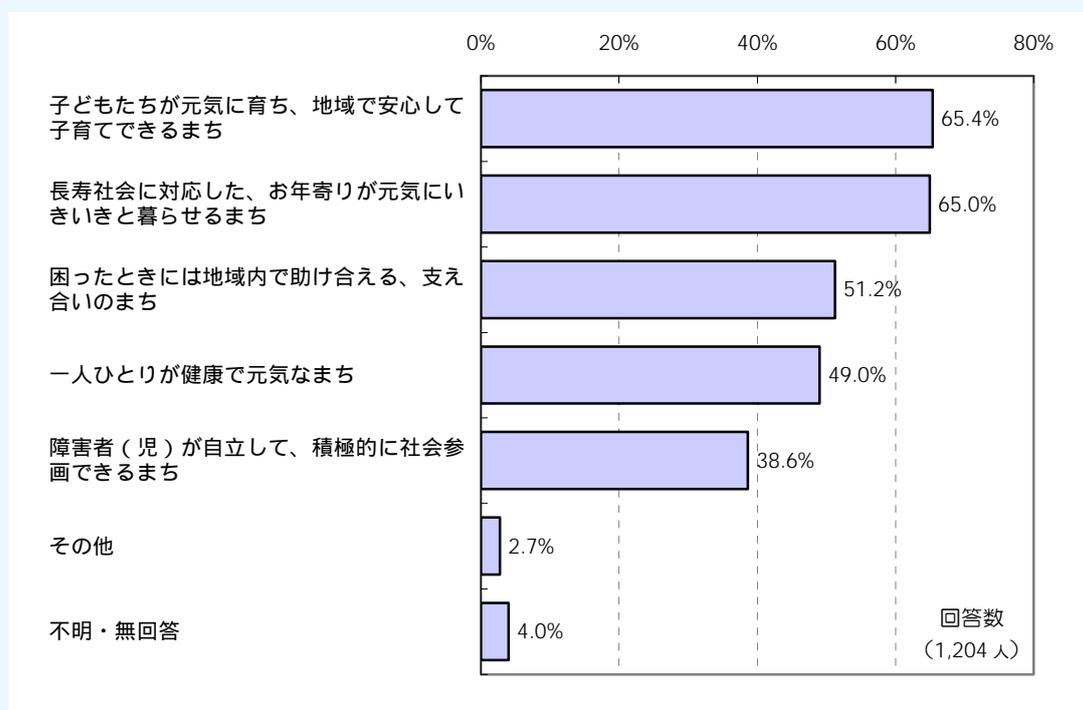
地域住民が取り組むべき課題や問題



(5) 福祉に関して、徳島市に望む将来のまちのすがた

将来、福祉に関して、徳島市にどのようなまちになってほしいかをたずねたところ、「子どもたちが元気に育ち、地域で安心して子育てできるまち」が 65.4%と最も多く、「長寿社会に対応した、お年寄りが元気にいきいきと暮らせるまち」についても 65.0%と、高い割合となっています。次いで「困ったときには地域内で助け合える、支え合いのまち」(51.2%)となっており、子育てやお年寄りにやさしいまち、地域内で助け合えるまちになってほしいと考えている人が多いことが分かります。

福祉に関して、徳島市に望む将来のまちのすがた



6 地区座談会からみた市民意識

(1) 新町地区

課題

- ひとり暮らし高齢者の把握が必要である。
- 高齢者が、自分で連絡できる状況を作るべきである。
- マンションに住む高齢者の増加等により、高齢者へ情報を伝えるのが難しくなった。
- 高齢者支援制度などの一層の周知が必要である。
- 新町地区は住民の入れ替わりが多く、住民の把握が難しい。

今後の取組みのヒント

【高齢者福祉】

- 子どもが少なくなってきたという問題はあるが、子どもと高齢者が一緒に過ごす場を設けることは、一番魅力的な取り組みだと思う。
- マンションに住む高齢者を把握するためには、管理人の協力を得ることも重要である。そのためにも、個人情報の適切な取扱いが必要である。

【障害者福祉】

- 地区の障害者会への参加者が少なく、また、参加している人はいつも同じという状況があるため、広く周知を図れるよう、広報の充実が必要である。
- 障害者の相談支援事業を一層充実していく必要がある。

【その他（連携体制・情報提供 等）】

- 一人ひとりの意識の向上をめざすことが、自助・共助・公助の目的であると思う。そのため、啓発活動を一層進めていく必要がある。
- ボランティアについて、よく知らないから参加する人が少ないと思うので、もっとPRすべきではないか。

(2) 津田地区

課題

- 子育てをするには、地域で周囲の理解があるとともに、子育て環境が整っている場所が必要である。
- 妊婦を大事にすることによって、子どもを生む環境が良くなり、少子化対策につながると思う。
- 地区における要援護者の把握が難しく、要援護者への連絡や情報提供が十分できていない。

今後の取組みのヒント

【高齢者福祉】

- 婦人会の活動には参加しても、ボランティアに参加しようという人がなかなかいないことから、ボランティアの活動支援が必要でないか。
- 児童館をもっと活用し、高齢者も利用できるようにしてはどうか。

【児童福祉（少子化対策）】

- 子どもの遊ぶ場所として、地域の空き地を有効活用してはどうか。
- 地区の青年団活動が低下しているため、地区内の活動をする際に、もっと若い人に呼びかけをする。
- 地区内にある公園を地域別に分けて、さらに目的別（子どもが楽しく遊べる場所、大人が相談しあえるような場所 など）に分ける。また、公園マップを作って市民に配布してみてもどうか。

【その他（連携体制・情報提供 等）】

- どのようなボランティア活動があるのか、市民の方にはまだ知られていないところが多く、今後、より一層の情報提供が必要である。
- 地区内でさまざまな活動を実施するためには、まず地区内で呼びかけを行うことが一番大事である。
- ボランティアが育っていかないとまちづくりはできない。地区に勤めている人を、ボランティアの人材資源として活用してはどうか。
- 地区内の活動などをお知らせするのに、「掲示板」を作ってみてはどうか。目線の高さの掲示板を設置し、またその掲示板には住民が書き込めたりするなどの活用方法があると良いと思う。

(3) 多家良地区

課題

- 入院していることなどを隠す人がいるため、住民の状況を把握することが難しい。
- 近くの避難場所が分からない。また、指定された避難場所が遠いことがある。
- ボランティア活動の担い手がない。ボランティア活動をする人が決まってしまう。
- 利用できるサービスがあっても、周知不足のために知らない人がたくさんいる。
- 障害者の活動において、参加者が少ない。また、若い人の参加がない。

今後の取組みのヒント

【高齢者福祉】

- 一人暮らしだけではなく、二人暮らしの高齢者への支援も必要である。
- 高齢者の健康増進のため、散歩をするなど積極的に体を動かすという自助があると思う。子どもの通学時間に合わせて散歩をすると、子どもの見守りにもなって良いのではないか。

【児童福祉（少子化対策）】

- 子どもに対しては、同世代の横のつながりだけではなく、先輩・後輩・大人などの縦のつながりを持たせることが必要である。
- 男女ともに結婚していない人が多いことから、他地区とも連携しながら、「出会いの場づくり」として、サークルづくりから進めてはどうか。

【障害者福祉】

- 障害者の活動に参加していない会員に対して、見守りの意味をこめて家庭訪問をして情報を伝達していく必要がある。
- 障害者の相談支援事業を一層充実していく必要がある。

【その他（連携体制・情報提供 等）】

- 地域福祉を推進するためには、地域に暮らすみんなが福祉を理解することが大事である。
- 今後もボランティア活動を推進するためには、適切な指導ができるリーダーを育成する必要がある。
- ゴミ拾いを地区全体で実施してはどうか。そうすれば、地区の人が道にゴミを捨てなくなると思う。
- 地域の様々な活動に参加するために、まずは自分の健康を守ることが大事である。

(4) 国府地区

課題

- 婦人会に若い人の参加がないため、会員の高齢化が進んでいる。
- ボランティア活動に魅力が足りない気がする。
- 災害時の避難場所が分からない。市からの広報が住民に対して行き届いていないと思う。
- 各地域にある自主防災組織の活動状況がよく分からない。

今後の取組みのヒント

【高齢者福祉】

- 元気な高齢者づくりや高齢者の健康増進のため、札所などを活用して、歩け歩け運動を実施してみてもどうか。
- 子どもの夏休み期間などに、高齢者とふれあえるイベントを開催してはどうか。
- 高齢者の引きこもり防止を進める必要がある。

【児童福祉（少子化対策）】

- 家庭の中でも外でも、あいさつを心がけていくべき。
- 非行の防止運動として、地区で見守り活動をしているが、活動できる時間も限られているので、看板の設置などの対策が必要である。

【その他（連携体制・情報提供 等）】

- ボランティアなどに参加する新しい人材の発掘のために、市から大いに活動をPRし、周知することが必要である。
- 広報の方法として、広報カーを活用してはどうか。また、同報無線も日常的に活用できると良いと思う。
- 災害に備えるということで、自助として「笛を枕元に置く」、「家具の転倒防止」、「防災の備えをする（水や食料の備蓄、ガラスにガードシートを貼る など）」があると思う。また、共助として「自主防災組織をつくる」、「町内会等で飲料水として使用できる場所の把握」などが考えられる。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

超少子高齢社会が目前に迫り、地域の福祉ニーズは増大・多様化を続けており、従来から行政が取り組んできた基本的役割である公平・公正・安定を原則とする社会福祉の枠組みでは、市民ニーズに答えられない状況が出現しています。こうした中、新しい社会福祉の理念である“個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や性別・年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立支援する地域社会”を実現するための必要性が求められています。

地域福祉活動は、行政だけが進めても地域に密着したきめ細かな福祉サービスを市民に提供することはできません。これからの福祉活動は地域ごとに市民、企業、市などが、お互いの関わりを強めながら、それぞれの立場でその役割を担うことが重要になります。

市では、これらに対応するため、次の基本理念を掲げ、市民の皆さんと協働して推進します。

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現

2 基本目標

基本理念の実現のためには、市民だれもがお互いを尊重し、理解し、相互に助け合うことのできる地域社会を実現していくことが重要となります。そのためには、市民一人ひとりができること、地域で共に助け合えること、市がするべきことを、それぞれの立場で考え行動することが求められています。地域における生活課題の共有化や情報の公開を積極的に進めるとともに、何ができるのかを明らかにし、共通理解を深め、行動へとつなげていくため、以下の4つの基本目標を掲げます。

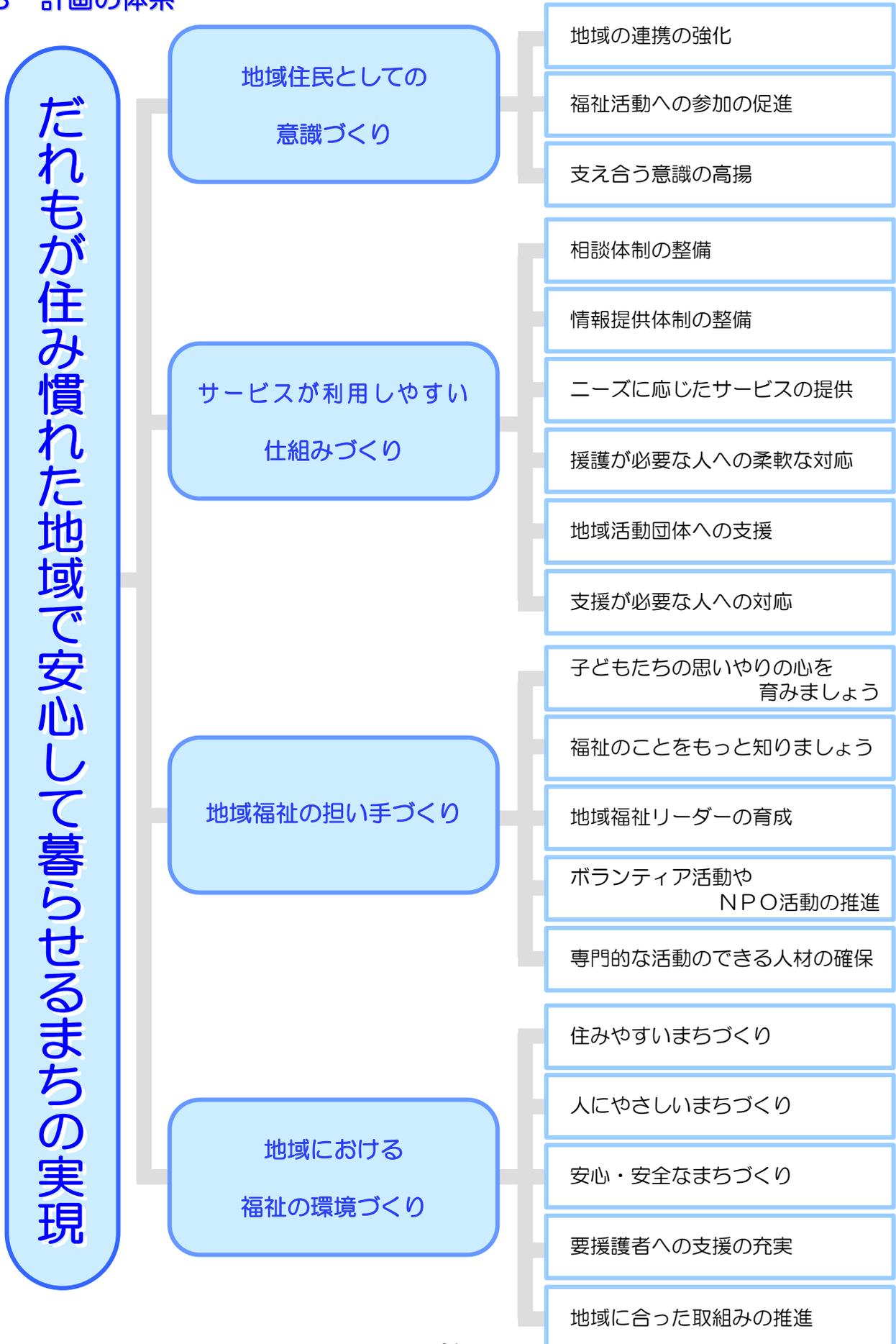
基本目標① 地域住民としての意識づくり

基本目標② サービスが利用しやすい仕組みづくり

基本目標③ 地域福祉の担い手づくり

基本目標④ 地域における福祉の環境づくり

3 計画の体系



II 各論

第1章 地域住民としての意識づくり

地域福祉活動を進めるにあたり、私たちは地域の一員であることを自覚しなければなりません。

その第一歩は、あいさつです。まちですれ違ったとき、性別や年齢に関係なくあいさつを交わし、親しく付き合うことができるように、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めるとともに、隣り近所との助け合いの精神を取り戻す必要があります。特に、向こう三軒両隣りでは、お互いに助け合って生活することができる関係を築くことが大切になるため、隣り近所のきずなを深めていきます。

また、地域住民として、地域の福祉活動にも積極的に参加することが求められます。人と人との交流を通じた市民同士の良好な関係の構築に向けて、地域を知り、福祉活動に参加するように働きかけます。

さらに、地域には様々な人が多様性を持ちながら暮らしています。心のバリアフリーなどを意識してその多様性について理解を深め、認め合いながら、お互いが支え合う地域にするため、福祉の意識を高めていく取組みを進めます。



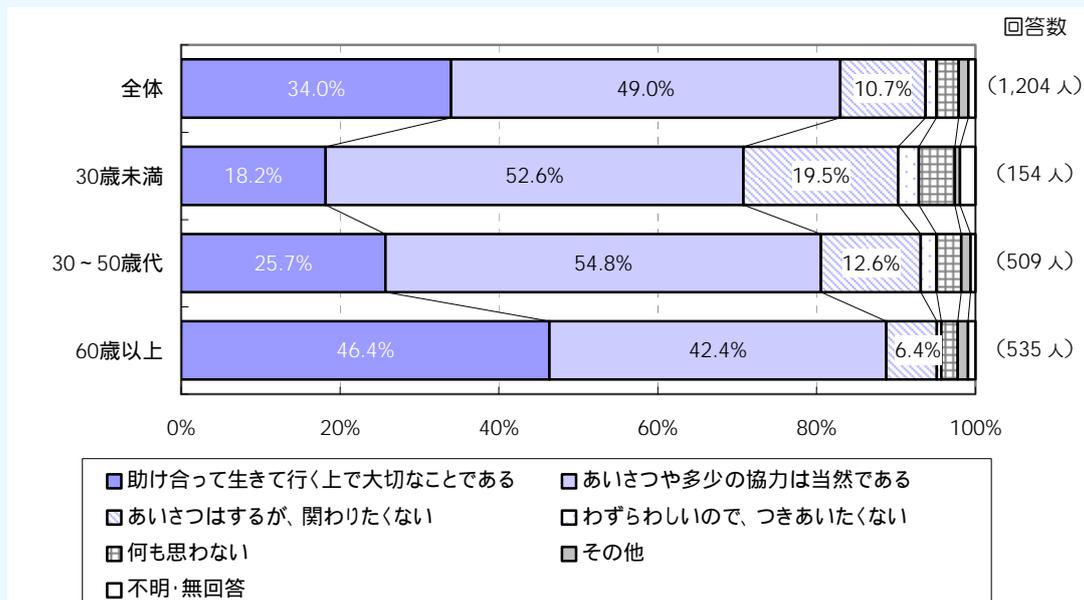
1 地域の連携の強化

現状と課題

「市民アンケート調査」では、普段の近所づきあいについて多くの方が「あいさつや多少の協力は当然である」と回答していますが、年齢別にみると30歳未満の人では「あいさつはするが、関わりたくない」の回答も多くなっています。また、実際の近隣の人との関わり方についても、年齢が低いほど「形式的なつきあい（義理を欠かさない）」や「なるべく関わらない（あいさつする程度）」の回答が多くなっています。

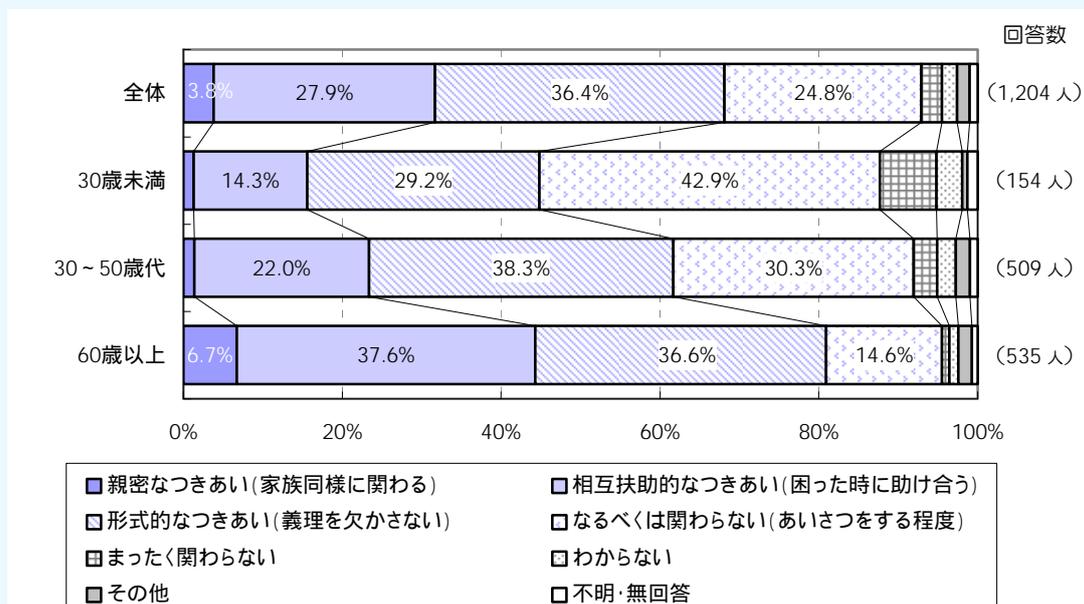
地域住民の連帯感が希薄化している中で、あいさつはお互いを認め合い親しく付き合うための基本的な行動です。「気持ちよくあいさつできるまち」をつくることが地域福祉を推進する原点だと考えます。こうした身近なところからコミュニケーションを図ることにより、助け合いの精神を醸成し、住民のきずなを深める必要があります。

普段の近所づきあいについて



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

近隣の人との関わり方



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 性別や年齢などに関係なく、恥ずかしがらずに大きな声であいさつや声かけを積極的に行いましょう。
- ひとり暮らし高齢者などの話し相手になりましょう。
- 回覧などの連絡事項は、できるだけ手渡しとし、顔を合わせる機会を増やしましょう。
- とより近所で困っていたら助け合いましょう。
- 高齢者や転入者などに声をかけ、親しくなりましょう。

市が取り組むこと【公助】

- あいさつ運動の推進など、気持ちよくあいさつできる地域づくりを進めます。
- 学校では、児童会・生徒会を中心にあいさつ運動を推進し、教職員、PTAによる子どもたちへのあいさつを積極的に行います。
- 隣り近所との交流が深められるように、気軽に集える場所づくりを進めます。
- 地域の大人と子どもが交流できる、子どもの遊び環境(子どもの居場所づくり)の整備を推進します。
- 各事業において世代間の交流を積極的に進めます。

2 福祉活動への参加の促進

現状と課題

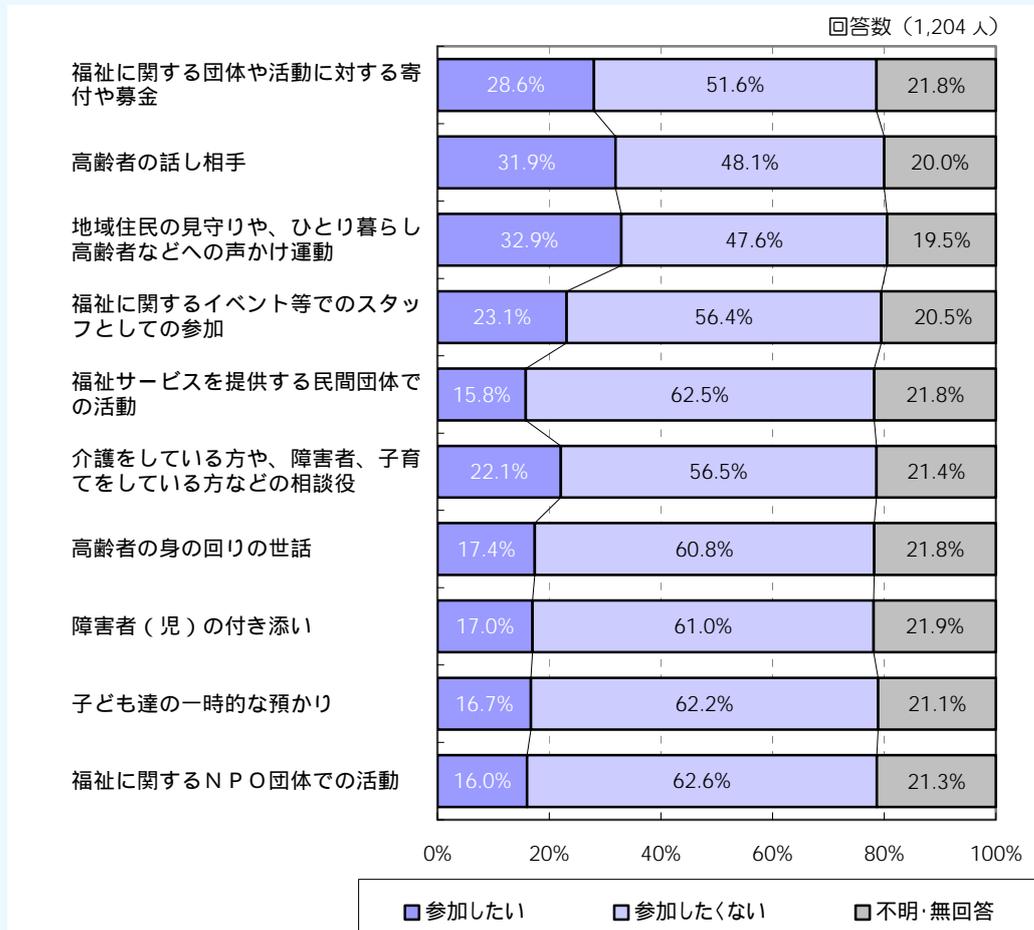
「市民アンケート調査」では、地域内の福祉活動への参加希望をたずねたところ、どの活動内容に関しても「参加したくない」が半数以上を占めているものの、「地域住民の見守りやひとり暮らし高齢者などへの声かけ運動」や「高齢者の話し相手」など、身近な活動への参加意思を示した人が多くなっています。

また、福祉に関するボランティア団体の存在や活動内容については「よく知らないが、関心はある」との回答が半数近くを占め最も多くなっています。

「地区座談会」では、何となく地域のことを知っているつもりでも、地域にどんな人が住んでいるか、把握できていないことなどの意見が出されました。

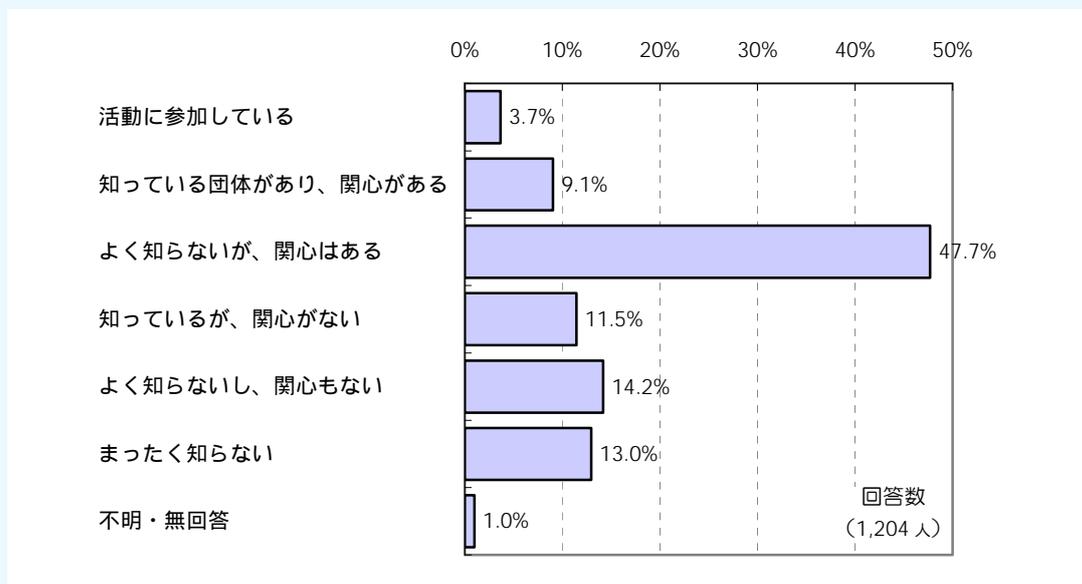
私たちの住んでいる地域はどんな地域なのか、どんな人が暮らしているのか、もっと地域のことに関心を持ち、地域の中で一人ひとりができることを実践しながら、福祉活動を高めていくことが必要です。

地域内の福祉活動への参加希望



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成 20 年 10 月)

福祉に関するボランティア団体の存在や活動内容の認知



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 地域のことに関心を持ちましょう。
- 地域の行事に参加して、できるだけ多くの人と顔見知りになるようにしましょう。
- 学校行事や授業に協力するなど、同じ地域住民として少しでも地域に貢献できるように心がけましょう。
- 地域福祉を推進するため、自分の持つ知識や技術を活用しましょう。
- 高齢者、障害のある人、外国人などに対する福祉活動への参加を、積極的に呼びかけましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 福祉活動への参加に対する市民の意識が高まるように、情報提供を充実します。
- 高齢者や障害のある人への理解と交流を深めるように、情報を提供します。
- 学校行事や総合的な学習の時間を利用して、子どもと地域の人との交流を進めます。
- 福祉を理解できる講座等を充実します。
- 市ホームページ等で、外国人のために様々な情報を提供します。

3 支え合う意識の高揚

現状と課題

高齢者や障害のある人への理解が深まり、ノーマライゼーションという概念は広まりつつありますが、まだまだ十分浸透していない状況にあります。

また、近年では児童や高齢者に対する虐待、女性に対する暴力が社会問題になっており、虐待の報告件数は氷山の一角であって、実際にはかなりの件数があるのではないかという危機感も指摘されています。

市では、高齢者に対する虐待の防止や尊厳の保持を進めるため、また、児童や障害のある人への虐待を防止するため、相談業務や成年後見制度の利用を促進するとともに、市の窓口での相談・通報を受け付けるのはもちろんのこと、虐待を発見した人が速やかに相談・通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関等と連携し、虐待防止ネットワークの構築に努めています。

私たちは同じ地域に住む者として、偏見や差別のない地域をつくる必要があります、そのためには支え合う意識を高めることが大切です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 心のバリアフリーを実践するように努めましょう。
- 高齢者や障害のある人への理解を深めましょう。
- 虐待やその可能性のある事例を見たり聞いたりしたら、小さなことでもすぐに行政や関係機関に通報・相談しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 心のバリアフリーの普及啓発に努めます。
- 支え合う意識を高めるための講座を開催します。
- 子どもの頃から人権感覚が身につくよう、学校教育で人権について取り組みます。

第2章 サービスが利用しやすい仕組みづくり

地域の中で安定した暮らしができるように、お互いに支えあっていくためには、身近な地域で相談できる場や機会が必要です。そのため、窓口の充実や相談員の資質向上などに努めながらだれもが気軽に相談できる体制づくりを進めます。

市では多様な福祉サービスを提供していますが、その情報を得ることができなければ、サービスを利用できません。そのため、情報提供の内容や手段などを工夫しながら、必要な情報が容易に入手できる環境づくりを進めます。

近年では、ひとり暮らしの高齢者や認知症の高齢者が増加しており、財産の管理や福祉サービスの利用に困っている人がいます。また、その高齢者を狙った悪質な販売などが増加しているため、援護が必要な人の生活を守ります。

また、市が行うサービス以外にも、障害のある人やその家族などで構成する様々な団体が相談やイベントなどを行いお互いに支え合っています。今後も経済的、人的支援を行いながら福祉活動団体の活動を支援していきます。

さらに、適切なサービスが提供されているか検証や評価を行いながら、ニーズを把握して、適切なサービスを提供していきます。



1 相談体制の整備

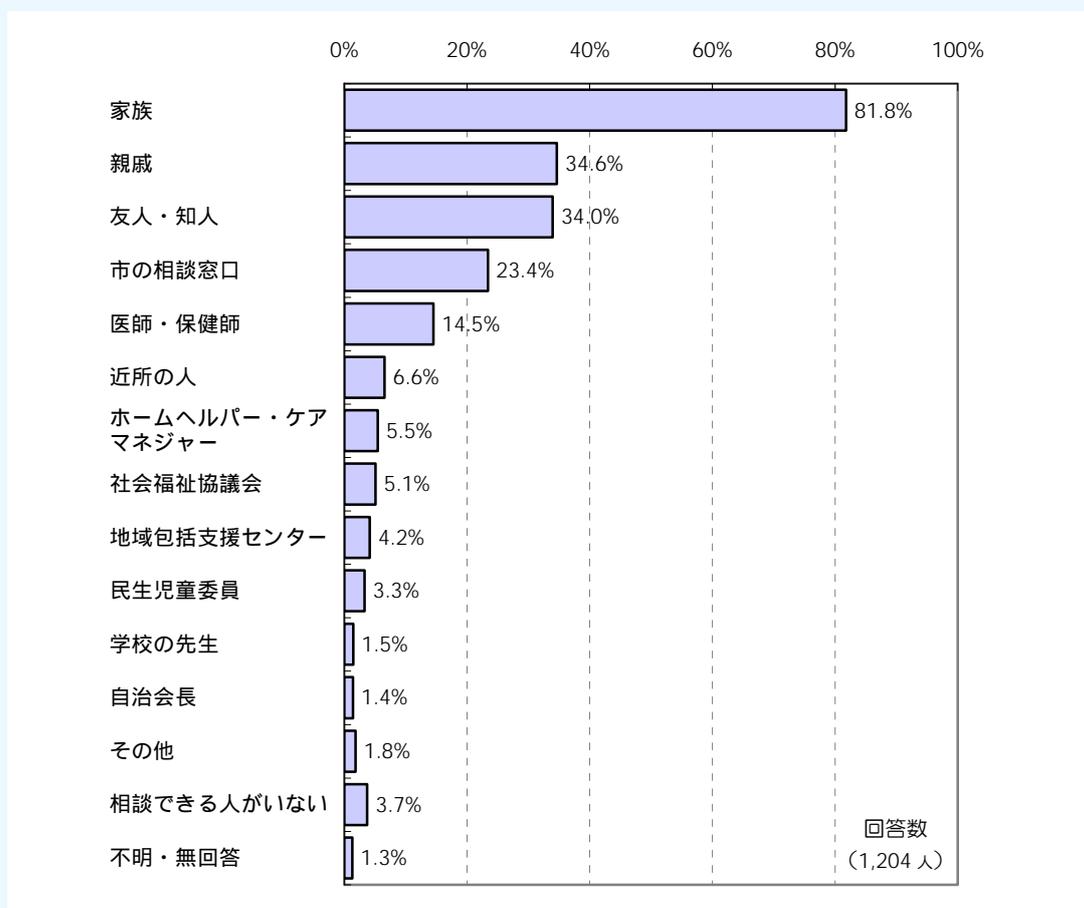
現状と課題

「市民アンケート調査」では、生活する上で困ったときの相談相手については「家族」との回答が最も多く、その他「親類」や「知人・友人」などの回答となっています。また、「市の相談窓口」に相談する人も2割を超え、次いで多くなっているものの、まだまだ低いのが現状であり、もっと市民に浸透するよう、周知を図ることが必要です。

また、実際にどこの窓口へ行けばいいのか分からない、適切なアドバイスが受けられないなどの意見もあり、各相談窓口の連携を図るとともに、近年、複雑化、高度化してきた相談内容に対応するため、専門的な相談に対応できる人材を育てることが必要です。

相談することは、問題解決の第一歩であり、一人ひとりが積極的に相談することと、気軽に相談できる体制をつくることが大切です。

生活する上で困ったときの相談相手



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 問題を家族・個人だけで抱えこまず、積極的に相談しましょう。
- 支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう。
- 地域の福祉に関する相談窓口として、民生委員・児童委員等との連携を深めましょう。
- 公的施設などを利用した相談を行うなど、身近な地域でできる相談について検討しましょう。

民間事業者ができること

- 地域にある身近な相談窓口として、地域と協力して相談業務に取り組みましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 市役所の相談窓口など、相談できる場所や内容について、広く周知します。
- 民生委員・児童委員等と協力して、各種相談事業について周知を図り、気軽に相談できる体制をつくります。
- 専門的な相談にも適切なアドバイスができるように、相談員の資質向上に努めます。

2 情報提供体制の整備

現状と課題

「市民アンケート調査」では、福祉に関するボランティア団体の存在や、活動内容については「よく知らないが、関心はある」との回答が半数近くを占め最も多くなっているほか、どんなサービスがあるのか、どういう人が利用できるのかなど、サービスに関する情報が行き届いておらず、活動内容や制度、サービスについての積極的な情報公開を求める声がありました。

誰にでも分かりやすく各サービスの内容や情報が行きわたるよう、当事者の立場を考慮するなど、情報提供の手段や内容などを充実していく必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 広報紙や回覧板などをよく読み、関心を持って情報を得るようにしましょう。
- サービスを必要とする人に対して、民生委員・児童委員等と協力して情報を提供しましょう。
- インターネットや情報通信機器を活用しましょう。
- 地域の施設や団体等も、機関紙を発行するなど情報を提供しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 広報紙、ホームページ、冊子、パンフレット、回覧板など、様々な手段で、分かりやすく情報を提供します。
- 視覚・聴覚に障害のある人など、障害に応じた方法による情報提供に努めます。
- 各相談窓口を活用した情報提供を行います。
- 電子掲示板などの情報環境の整備に努めます。

3 ニーズに応じたサービスの提供

現状と課題

介護保険制度や障害者自立支援法に基づく支援制度などのサービスをはじめ、市の提供する各種福祉サービスがありますが、これらのサービス以外にも市民が求めているニーズが潜在しています。

これからの少子高齢社会は、公的サービスだけでなく多様なニーズへの対応やきめ細かいサービスが求められると考えられます。これらのニーズをいかに把握するかが大切であり、その方法、手段について検討する必要があります。

市民の要望や生活実態をより正確に把握するためには、となり近所の声かけや見守り活動などの地域の協力も必要になります。一人ひとりの状況に合わせたサービスを提供するためには、市ではできないサービスを地域ごとに展開していくことも必要です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- ひとり暮らし高齢者などの「ちょっとしたこと・変化」に気を配りましょう。
- 隣り近所の声かけや見守り活動によりニーズを見つけ、地域で手助けしましょう。
- 市やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう。
- アンケート調査等には、関心を持って積極的に回答し、地域の意向を示しましょう。
- 介護保険制度や障害者自立支援法に基づく支援制度などの、福祉サービスの概要を学んでいきましょう。

事業者が取り組むこと

- サービス提供事業者や福祉施設は、地域住民に積極的に情報を提供し、理解を深めてもらいましょう。
- 地域で活動する組織や団体の連携強化・情報の共有化を図りましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 市に届く手紙や電話、メールなどによりニーズを把握します。
- アンケート調査、各種相談員、サービス事業者などを通じてニーズを把握します。
- サービスの利用状況の分析や各種調査などにより、サービスを利用する側と提供する側の双方のニーズを把握します。
- 市の計画に基づいて、十分なサービスを提供するための施設の基盤整備などを行います。
- 適切なサービスが提供されているか評価・検証し、サービスの質の向上を図ります。
- ニーズに合った適切なサービスの提供に努めます。

4 援護が必要な人への柔軟な対応

現状と課題

近年、高齢者だけの世帯やひとり暮らし高齢者が増えており、高齢者を狙った悪質な訪問販売などの社会問題も多発しています。権利擁護等の制度はありますが、実際の利用は少ないのが現状です。

「市民アンケート調査」では、地域において、住民が取り組むべき課題や問題として「ひとり暮らし高齢者の生活支援」との回答が最も多く、次いで「高齢者の社会参加や生きがいのづくり」となっています。また、関心のある地域福祉の分野については「高齢者福祉」との回答が最も多くなっており、高齢者への支援を求める人が多くなっています。

今後も、少子高齢化・核家族化の進展に伴い、高齢者だけの世帯やひとり暮らし高齢者が増加していくと考えられています。

このような状況で、障害のある人も含め身の周りのこと、例えば財産の管理や福祉サービスの利用など、ひとりで対応することが難しくなるため、積極的に支援する必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、その趣旨や利用方法などを学習しましょう。
- 声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発見しましょう。
- 困っている高齢者や障害のある人の移動の協力をしましょう。
- 悪質な訪問販売などにだまされないように、冷静に対応しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 成年後見制度や日常生活自立支援事業について、利用が必要である方に対し、その趣旨や利用方法などを説明し利用を支援します。
- 個人情報の保護に配慮しつつ、援護が必要な人の把握に努めます。
- 悪質な訪問販売などへの注意を呼びかけ、消費生活相談窓口の周知を行い、被害の防止に努めます。

5 地域活動団体への支援

現状と課題

地域において福祉活動を行っている団体は、地区社会福祉協議会を始め、NPO、ボランティア団体、障害者団体、町内会、婦人会、老人クラブ、自主防災組織などがあり、様々な活動を行っています。また、取り組んでいる分野も、高齢者や障害者の支援、防災・防犯、地域の清掃・美化など多岐にわたっていますが、PRが十分に行えないため、どんな団体があり、どんな活動をしているのか、十分知られていない団体もあるのが現状です。

地域住民の参加や理解・協力を得て、地域で積極的な活動を行うため、市と各団体が連携しながら、地域住民との交流を深めていくことが求められています。

また、各団体の活動をとおして、支援を必要としている人が、地域の中で自立した生活が送れるように支援するとともに、市民や地域に対して積極的にPRし、理解、協力を求めることが必要です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 団体の活動内容や状況について理解を深めましょう。
- 日常的な支援や災害時の救助方法について、機会を捉えて団体と話し合しましょう。

各団体が取り組むこと

- 活動内容や状況を積極的にPRして、地域の理解を得られるよう努めましょう。
- 団体同士の会合など情報交換の場を設けて協力体制を整えましょう。
- 団体の活動内容を充実しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 団体に対して、円滑な活動の支援に努めます。
- 団体からの要望や意見を聞く機会の確保に努めます。
- 各団体間の情報交換や交流機会の充実に努めます。

6 支援が必要な人への対応

現状と課題

近年、DV（ドメスティック・バイオレンス）、引きこもり、自殺、虐待、ホームレスなど、従来の福祉の概念では捉えきれない新たな社会問題が増えてきています。また、これら虐待やDVなどは当事者に罪の意識がないことや、家庭内で発生していることから、発見することが難しいという、その原因や解決の手段が複雑化し、個々のケースで判断しなければならない案件が多くなっています。

まずは、支援が必要な人を把握することが必要であり、解決に向けて専門家を交えて協議するなど、プライバシーに配慮しながら慎重かつ適切な対応を図ることが必要です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 異変や問題を発見したら、小さなことでも迷わず関係機関に連絡・相談しましょう。（特に児童虐待については市民に通告義務があることを理解しておきましょう。）
- 日頃から家族や地域でコミュニケーションを図り、問題発生の予防に努めましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 問題の早期発見に努めます。
- 保健所、児童相談所、警察など関係機関と協力し、迅速な対応に努めます。
- 問題発生の予防や救済のため、相談体制の充実に努めます。
- 福祉施設、各種相談機関、民生委員・児童委員、学校、医療機関、交番等の地域の様々な社会資源との連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。

第3章 地域福祉の担い手づくり

一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持って生活していくためには、小さな頃から自然に福祉の心を身につけることが必要です。そのため、家庭、地域、学校などが連携して、子どもたちの思いやりの心を育みます。

大人になってからは、その心にさらにみがきをかけ、実践活動につなげていく必要があります。そのため、きっかけづくりを中心に福祉のことをもっと知ってもらう手助けをしていきます。

こうした中、地域で活動する団体が増えてきていますが、リーダー的役割を担う人が不足しています。そのため、様々な機会を捉えてリーダーの発掘と育成を行いながら、地域福祉のリーダーを育てます。

地域福祉を推進するためには、一人ひとりが地域福祉の担い手として、できる範囲の活動をはじめることが大きなポイントです。そのため、ボランティアやNPOの活動を推進していきます。

また、社会環境の変化に伴い、専門的な知識や経験を持った人材による手助けが必要な場面が増えてきています。そのため、専門的な活動のできる人材の育成を支援します。



1 子どもたちの思いやりの心を育みましょう

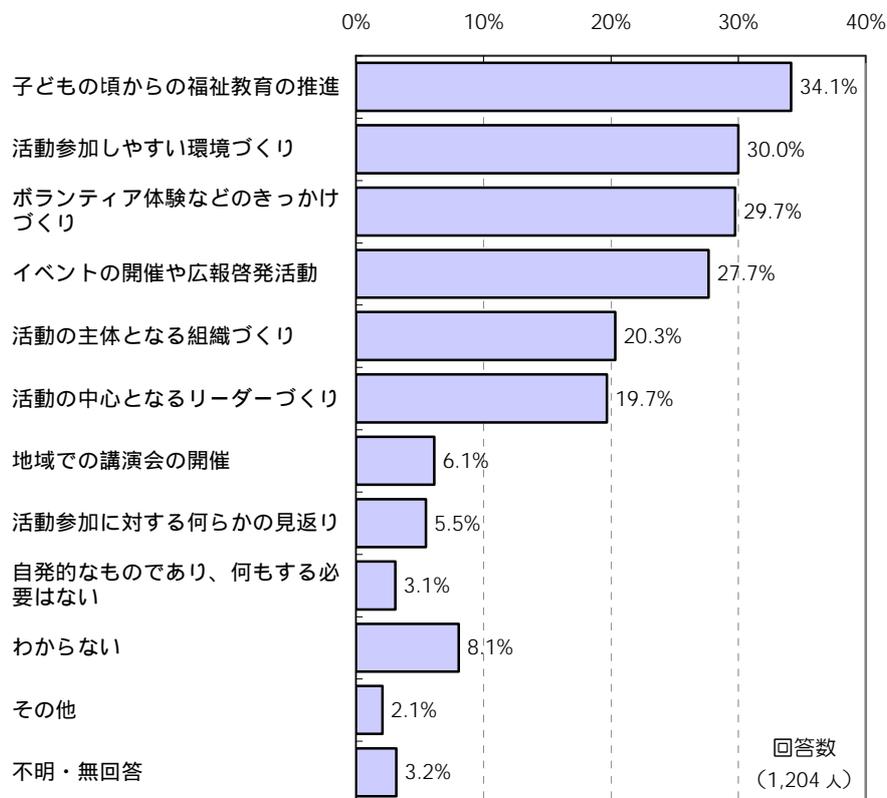
現状と課題

「市民アンケート調査」では、今後、地域での福祉活動を盛んにするために効果的だと思うことについては「子どもの頃からの福祉教育の推進」との回答が最も多く、子どもの頃からの福祉教育の重要性が指摘されており、家庭、地域、学校が連携して思いやりの心を持った子どもたちを育成することが必要です。

「地区座談会」でも、児童や生徒が、乳幼児や高齢者などとふれあう機会が減っているとの意見が出されており、体験や交流を通じて思いやりの心を育むことや、家庭や地域でも小さな頃から理解を深めることが必要です。

思いやりの心を持った子どもたちを育むことは大人の責任であり、家庭、地域、学校が連携して取り組むことが必要です。

今後、地域での福祉活動を盛んにするために効果的だと思うこと



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 家庭で基本的な生活習慣を身につけましょう。
- 家族で地域の福祉活動に参加しましょう。
- 学校評議員制度などを活用しながら、学校運営に地域の意見を反映させましょう。
- 総合的な学習の時間の講師やふれあい協力員として参加しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 総合的な学習の時間などを活用して、学校での福祉・ボランティア教育、福祉・ボランティア体験活動に取り組めます。
- 地域での集まり、イベントなどに、子どもの参加を促します。
- 学校行事への市民の参加を呼びかけ、交流を深めます。
- 子どもたちを対象にした講座や勉強会などを開催し、啓発を行います。

第2回 津田地区座談会（平成21年2月9日）



2 福祉のことをもっと知りましょう

現状と課題

「市民アンケート調査」では、地域福祉に関心のある人が約4割となっており、あまり関心がない人（34.3%）が次いで多く、全く関心がない人（3.5%）と合わせると4割近くの人が関心はないという結果となっており、関心がある人と関心のない人が同じくらいいる傾向が伺えます。

「地区座談会」では、高齢者の居場所や生きがいづくりなどの対応、高齢者も担い手として活躍してもらってはどうか、実際に活動するためには、働く人の都合に合わせた講座の開催が必要、などの意見も出され、地域福祉を推進するためには、高齢者の役割が重要になると考えます。

関心は高くても、時間の制約があったり、はじめの一步が踏み出せなかったりする人が多いことから、福祉について学ぶきっかけや、地域の福祉活動を知り、福祉に理解を深め行動するきっかけづくりを進める必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 一人ひとりが、福祉の問題を自分自身のこととして捉えましょう。
- 地域の福祉施設の見学や各種講座などに積極的に参加して福祉の知識を身につけましょう。
- 福祉活動へ参加する仲間づくりを進めましょう。
- 地域のサークルや団体同士で交流を図りましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 各種講座や講演会などを開催し、市民の福祉に対する理解を深めます。
- 生涯学習などを通じて、大人のための福祉学習を支援します。

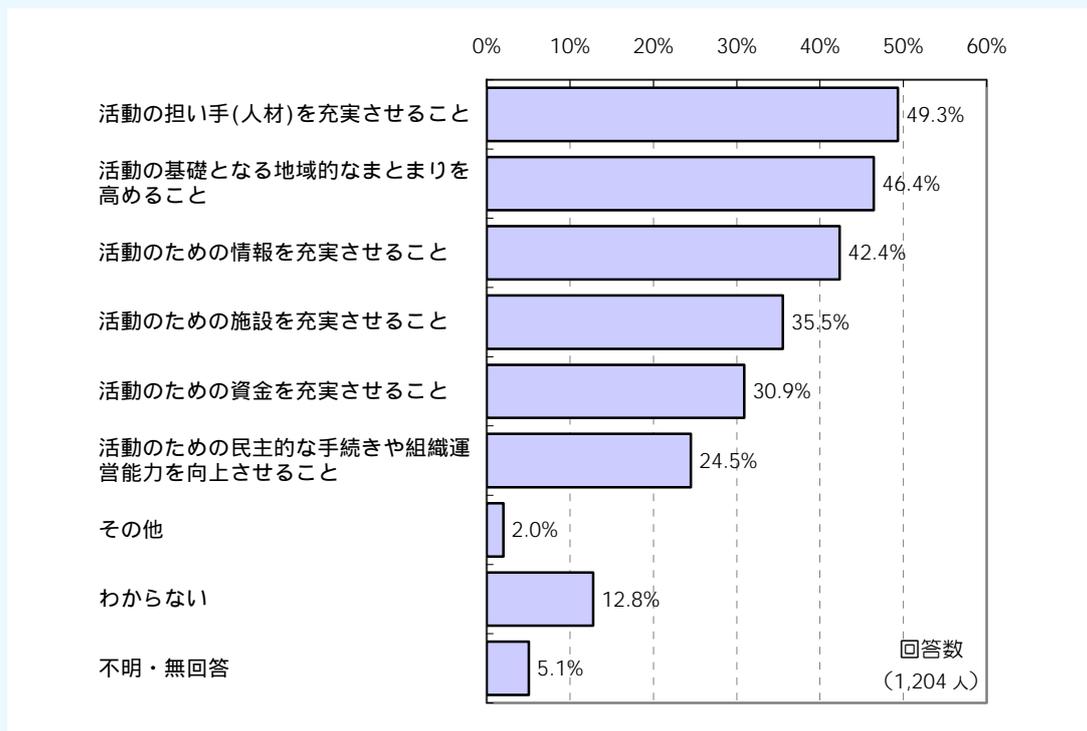
3 地域福祉リーダーの育成

現状と課題

「市民アンケート調査」では、地域住民が取り組むべき課題や問題に対する改善方法について「活動の担い手（人材）を充実させること」との回答が最も多くなっています。また、「事業所アンケート調査」では、地域活動を行ううえで困っていることとして「メンバーが高齢化してきている」、「リーダー（後継者）が育たない」といった意見が多くなっており、活動の中心となって指導的な役割を果たすリーダー的な人材の不足、同時にリーダーの高齢化が進み、次の時代のリーダーが見つからないという現状があります。

このため、講座や研修などを通じた長期的な視点から地域資源である人材を掘り起こし、リーダーを育成していくことも必要です。

地域住民が取り組むべき課題や問題に対する改善方法



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 地域の活動に参加、協力しましょう。
- 人材の育成に、高齢者などが今まで身につけた知識や技術、経験などを活かしましょう。
- 行政などが開催する福祉学習の場へ積極的に参加しましょう。
- 地域のリーダーの発掘や養成に努めましょう。

リーダーが取り組むこと

- 活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRし、活動への参加を呼びかけましょう。
- 今までに培った知識や経験を後進に伝え、次代のリーダーを育成しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- ボランティアコーディネーター養成講座を開催するなど、適切な判断と対応ができるコーディネーターの養成に努めます。
- 地域の実情に合った地域活動を展開できる人材の育成に努めます。

第3回 国府地区座談会（平成21年2月26日）



4 ボランティア活動やNPO活動の推進

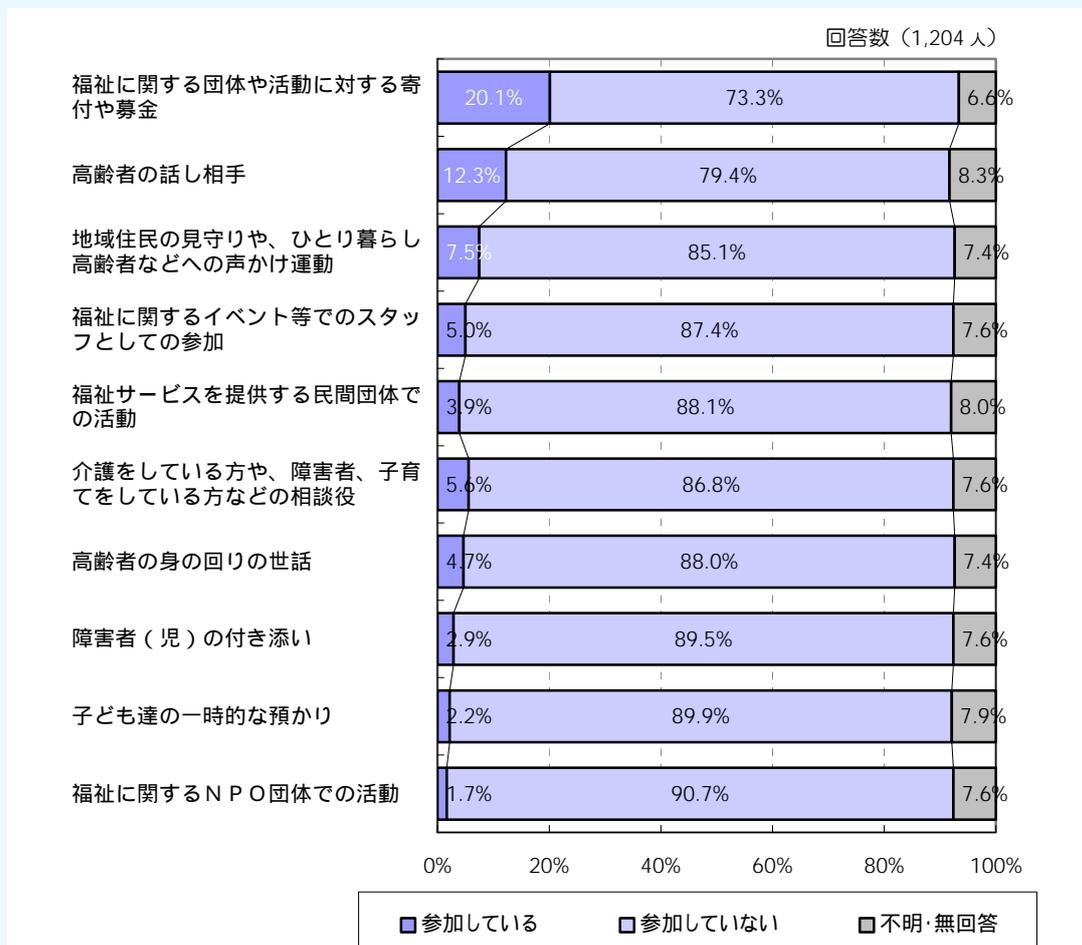
現状と課題

「市民アンケート調査」では、現在参加している地域福祉活動について、参加率の最も高い「福祉に関する団体や活動に対する寄付や募金」で約2割となっています。一方、全ての活動に対して「参加していない」と回答した人が7割以上を占め、地域の福祉活動への参加は少ないのが現状です。その理由として、参加するきっかけや時間がない、活動内容や方法が分からないといった意見が出されました。

しかしながら、ボランティアやNPOは地域で様々な活動を行っており、こうした市民活動は広がりつつあることから、市民自らが自分でできる範囲の活動を探すことも大切です。

今後も、ボランティアやNPO活動が果たす役割はますます重要となるため、ボランティアやNPOのみならず、市や社会福祉協議会も活動情報を提供し、活動内容をPRするなど、協働・連携して取り組むことが大切です。

地域内の福祉活動への参加状況



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- ボランティアやNPOの活動に関心を持ちましょう。
- 自分ができることから、ボランティア活動をはじめましょう。
- 各種広報やホームページなどを利用して、活動に必要な情報を入手しましょう。
- 行政等が開催するボランティア学習の場へ積極的に参加しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- ボランティアの育成や活動の推進について、ボランティアセンター（ふれあい健康館内）を整備しており、ボランティア活動を支援します。
- 実際に行われている市民活動の内容等について情報発信に努めます。
- 企業に対し、ボランティアに参加しやすい環境づくりを働きかけます。
- 福祉サービス等へのNPOの参入促進に努めます。
- 手話通訳などの専門的知識、技術を有するボランティアの養成に努めます。

第3回 新町地区座談会（平成 21 年 2 月 24 日）



5 専門的な活動のできる人材の確保

現状と課題

「事業者アンケート調査」では、マンパワーが不足している現状があり、信頼のおける専門的な知識のある人材の確保を望む声がありました。ヘルパーなどの資格を持っていても、活動していない人がいるのも現状です。

今後も、社会問題がより一層複雑化する傾向にあり、専門的な活動のできる人材が求められています。

そのため、福祉に携わる職員の資質向上や新たな人材を育成し確保するほか、有資格者、技能者を発掘するため、資格取得や専門的な知識の習得を支援する仕組みづくりを進めるとともに、人材のネットワーク化を図る必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 資格を持っている人は、その専門性を活かして積極的に活動しましょう。
- 各種講座や研修を修了した後は、得た知識等を活動に活かしましょう。

事業者が取り組むこと

- 職員に対して、研修などを実施し、資質向上を図りましょう。
- 専門職を受け入れやすい体制を整えましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 福祉に携わる人材の育成支援に努めます。
- 市職員に対し各種研修を実施し、資質向上を図ります。

第4章 地域における福祉の環境づくり

だれもが住みやすい地域となるためには、まず道路や公共交通などの面では、安心して移動、外出できる環境づくりのために、段差の解消や歩道の整備などを進めるとともに、施設の整備に当たっては、公共、民間を問わず、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れ、だれもが住みやすいまちの実現に努めます。

また、施設や道路といったハードだけでなく、自分以外の人のことを考えるちょっとした気配りや思いやりの大切さを普及しながら、困っている人がいたら自然に手を貸すことができるような、人にやさしいまちの実現に努めます。

防災、防犯の面で地域が担う役割はとても重要です。災害への備えと防犯に結びつく取組みを支援し、安心・安全なまちの実現に努めます。

地域には様々な施設があり、地域の資源となっています。施設利用のPRや有効活用の方法などを検討しながら、地域資源を活用していきます。

こうした地域資源を活用しながら、地域の実情に合ったその地域らしい取組みを進めることが大切です。地域に密着した活動の展開や、地域独自のサービスの実施を支援しながら、地域に合った取組みを進めます。



1 住みやすいまちづくり

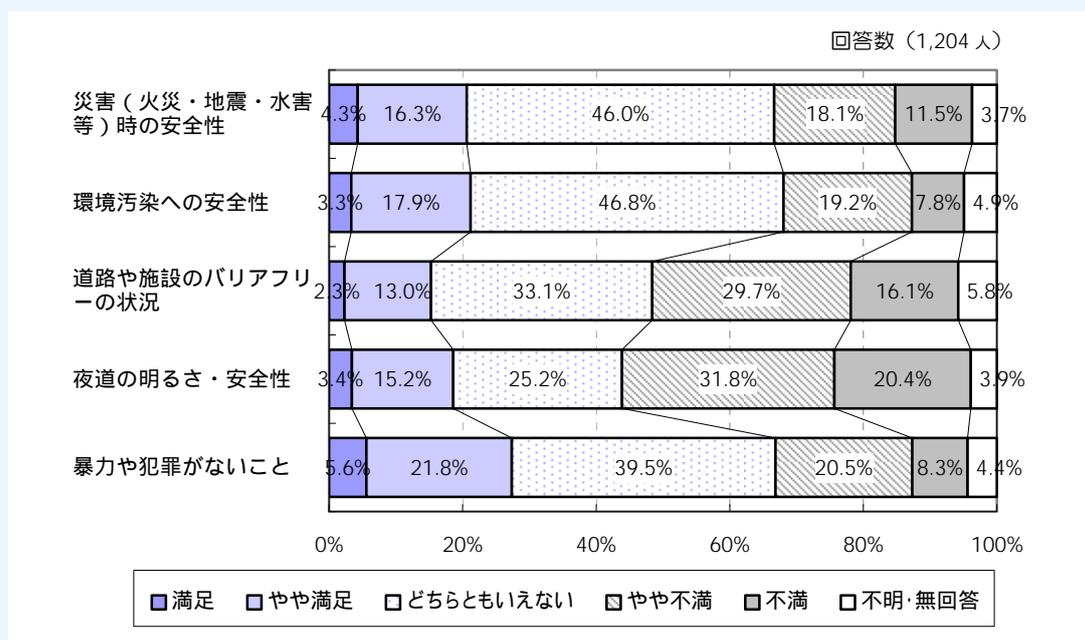
現状と課題

「市民アンケート調査」では、「道路や施設のバリアフリーの状況」や「夜道の明るさ・安全性」において、やや不満や不満と回答した人が多くなっています。その他自由意見においても、身近な道路は子どもや高齢者、障害のある人にとって、道幅が狭い、段差が多い、案内・サインが十分でないなど、安全な外出、移動が妨げられているという声もありました。

また、市役所や公民館などの公共施設だけでなく、不特定多数の市民が利用する民間施設についても、ユニバーサルデザインを積極的に取り入れる必要があります。

徒歩や自転車、公共交通機関の利用などにおいて、安心して外出、移動できるような環境を整備して、だれもが住みやすいまちづくりを進めていく必要があります。

徳島市に暮らす上での安全性における満足度



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成 20 年 10 月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 道路の段差や通行に危険な箇所、壊れた箇所を見つけたら管理者に連絡しましょう。
- 道路の段差や階段などで、通行に困っている人がいたら積極的に声をかけましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 道路の整備や段差の解消などのバリアフリー化や、交通安全施設や街路灯などの設置を進めます。
- 新設の公共施設はユニバーサルデザイン導入を基本とします。
- 不特定多数の市民が利用する公共施設のユニバーサルデザイン化に努めます。
- 高齢者や障害のある人に対応した市営住宅の整備を進めます。

第1回 多家良地区座談会（平成21年1月28日）



2 人にやさしいまちづくり

現状と課題

視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）があるのに、自転車が邪魔をされていて通れなかったり、障害者用駐車場に一般の車が駐車していて使えなかったりするために外出しにくいなどの問題が聞かれます。

このような状況では、せっかく整備しても利用することができません。電車やバスなどで高齢者や障害のある人に対して席を譲るなど、一般的なマナー、地域のルールをきちんと守ることや、自分以外の人のことを考えるちょっとした配慮や思いやりを持って、みんなで「心のユニバーサルデザイン（自分以外の人のことを考えるちょっとした気配り）」を実践し、だれもが気持ちよく安心して生活できる環境をつくる必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 違法や迷惑となる駐車・駐輪をやめましょう。
- 点字ブロックの上に自転車や物などを置かないようにしましょう。
- 困っている高齢者や障害のある人などを見かけたら、積極的に手助けしましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 「心のユニバーサルデザイン」について啓発に努めます。
- 違法や迷惑となる駐車・駐輪の防止に努めます。

心のユニバーサルデザインとは…

「まち」や「もの」をつくるためのユニバーサルデザインとは異なり、お金や時間もかからずに、誰もが「こころがけ」だけでできるものです。

こんなことが、ユニバーサルデザインのはじめの一歩になります。誰にでもすぐにできる「心のユニバーサルデザイン」を今日から皆さんはじめましょう。

- お年寄りや妊婦さんに席を譲ってあげましょう。
- 困っている人を見かけたら積極的に声をかけましょう。
- 点字ブロックの上に自転車などを置かないようにしましょう。
- 身体障害者等用の駐車場に対象外の人が駐車しないようにしましょう。
- お互いの個性や体の状況を理解し合いましょう。

3 安心・安全なまちづくり

現状と課題

「市民アンケート調査」で、防災訓練や防災体制の充実を望む声がありました。

災害発生時には、マニュアル通りに行動できない可能性があるものの、いざというときに役立つ知識を身につけ、地域力で消火、救助、避難などができる体制を確立しておく必要があります。そのためには、実際に即した防災訓練や災害に備えた体制づくりが必要です。

また、近年では、子どもたちを狙った犯罪や振り込め詐欺、ひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦を狙った悪質商法も増加しています。

一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪に遭わないように心がけるとともに、地域ぐるみで防犯活動を展開することが必要になります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 自分たちの地域は自分たちで守るという意識を持って、自主防災活動や防災訓練に積極的に参加しましょう。
- 災害に備え、地域内の危険な場所を確認しましょう。
- 犯罪者が入り込みにくい、また犯罪をしにくい地域となるように防犯活動を進めましょう。
- 夜、玄関灯や門灯をつけましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 自主防災組織、福祉施設、企業等に対し防災訓練の実施を呼びかけます。
- 公共施設の耐震化を進めます。
- 広報紙やホームページ等により防犯意識の啓発に努めます。
- 防犯用パトロールカーによる巡回を実施します。
- 市のホームページ等により情報の配信を行います。

4 要援護者への支援の充実

現状と課題

「地区座談会」等で、防災訓練や防災体制の充実を望む声の中に、プライバシーの問題があり、災害時要援護者の実態が分からないこと、要援護者本人や家族の意向で地域とのつながりがない人の問題について、多くの意見が出されました。

市では、災害時要支援者の避難支援対策の推進の一環として、介護保険の要支援・要介護認定を受けている方、65歳以上の高齢者で一人暮らし、寝たきりまたは高齢者のみの世帯の方、障害者で身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、難病患者の方などを対象に、災害時要援護者台帳の登録募集を行っており、平成20年度末現在で、約5,000人の登録があります。

この台帳による登録者の情報を防災関係機関、民生委員・児童委員などと共有し、災害時における情報の伝達や安否確認、避難支援などに活用するとともに、日頃の見守り活動や助け合い活動に活用していきます。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 子どもや高齢者、障害のある人の防災訓練への参加を呼びかけましょう。
- 地域では、避難が困難な高齢者や障害のある人のために避難経路の確認、避難所への誘導など、緊急時に取るべき行動を確認しましょう。
- 日頃から地域でのあいさつや声かけを行い、高齢者や子どもたちを見守りましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 災害時要援護者台帳を、災害時における情報の伝達、安否確認及び避難支援に活用します。
- 災害時要援護者台帳を、日頃の見守り活動や助け合い活動などに活用します。
- 支援を必要とする人々とそのニーズの把握に努めます。
- 効果的な避難支援の方策について検討します。

5 地域に合った取組みの推進

現状と課題

地域に合った取組みを進めるためには、地域住民の生の声を聞き、実情を知ることが不可欠です。そのため、地域のことを客観的に把握できる統計データや、他の地域と比較した資料など、地域福祉活動に関連する情報が必要です。

また、地域に密着した福祉サービスの提供と、地域独自の取組みを支援していくことも必要です。

多くの課題に対応するためには、地域住民が集まって話す機会や場所を確保して、継続的な取組みを進めることが求められます。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 地域懇談会などの、地域住民の生の声を聞ける場を継続的に開催して、地域の生活課題を明らかにしましょう。
- 地域にあった新しい助け合いの方法を検討しましょう。
- 市や社会福祉協議会と協働して、地域独自の取組みを進めましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 地域の実情、生活課題を把握する体制づくりに努めます。
- 地域独自の助け合い、支え合いの取組みを積極的に支援します。
- 公共施設、商店街等、市民のより身近な場所で福祉活動が実施しやすいように、関係機関・団体との連携を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

市民、事業者、市などがそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

そのためには、まず地域福祉の推進役である社会福祉協議会が、より一層中心的な役割を果たしていくことが求められています。そのため、円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるように、社会福祉協議会との連携を強化していきます。

地域福祉を向上させていくためには、地域福祉に携わる者同士が、連携して取り組む必要があります。そのため、各種会議などの機会を通じて、福祉のネットワークの充実に努めます。

また、計画の推進に当たっては、施策の有効性や達成状況などを把握しながら、評価、検証して、効果的な取組みに努めます。

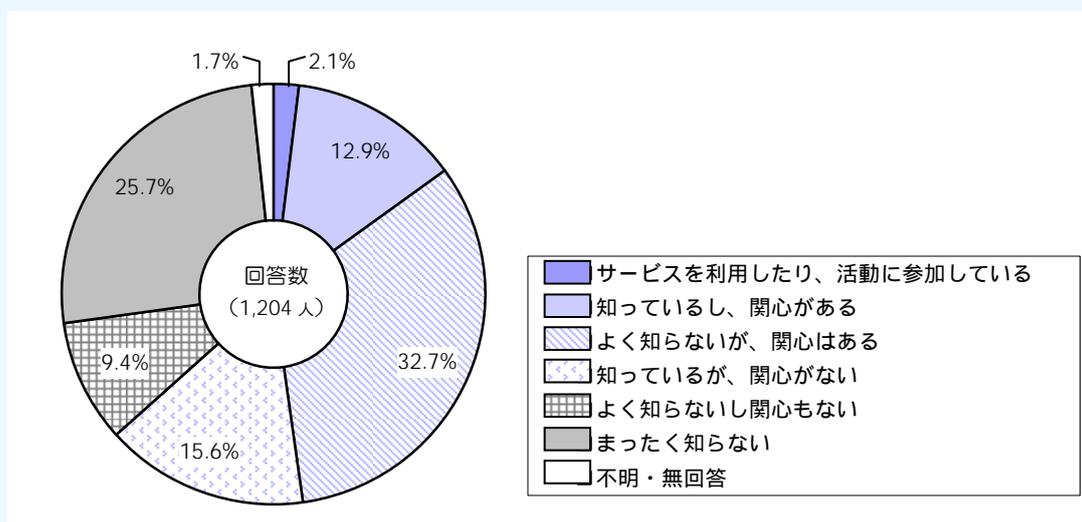
1 社会福祉協議会との連携の強化

現状と課題

「市民アンケート調査」では、徳島市社会福祉協議会について「よく知らないが、関心はある」との回答が最も多く、次いで「まったく知らない」との回答となっており、活動が市民に理解されていない現状があります。

社会福祉協議会は、地域福祉活動の中核的な役割を果たすことが期待されていることから、市との連携を強め、協働して地域福祉を推進する必要があります。

徳島市に暮らす上での安全性における満足度



資料 地域福祉に関する市民アンケート調査(平成20年10月)

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 社会福祉協議会の役割を理解し、活動に協力しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 社会福祉協議会と協働した取組みを推進します。

2 福祉ネットワークの充実

現状と課題

複雑多様化する福祉・保健・医療などの課題に、迅速かつ効果的に対応するためには、市の担当課だけでなく関係する機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力しあう体制を整備する必要があります。

また、「事業所アンケート調査」においても、地域と連携、協働していく必要があると、すべての団体が回答しています。

地域においても、民生委員・児童委員や福祉施設など福祉活動に取り組む人たちが連携を強め、ネットワークを充実し、情報交換をすることによって、問題を早期に発見・解決することができます。

そのため、各種会議や研修会などを通じてネットワークを構築していく必要があります。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識しましょう。
- 生活課題を関係機関と共有し、ネットワークの充実を図りましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 問題に応じて福祉施設、各種相談機関、民生委員・児童委員、学校、医療機関、警察等と連携しながら、ネットワークの充実を図ります。

3 計画の評価・検証

現状と課題

地域福祉計画は、地域住民や各種団体の代表者が参加した市民会議、地域座談会の意見をもとに「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現」を基本理念としています。

これを達成するためには、地域住民が主体的に地域づくりに関わり、担い手となって取り組むことが必要です。また、この計画における市民の意識づくり、市民・地域の役割については、その実現に向けて継続的な努力と長期的な視点のもとに推進することが重要です。

市民一人ひとりが地域でできること【自助・共助】

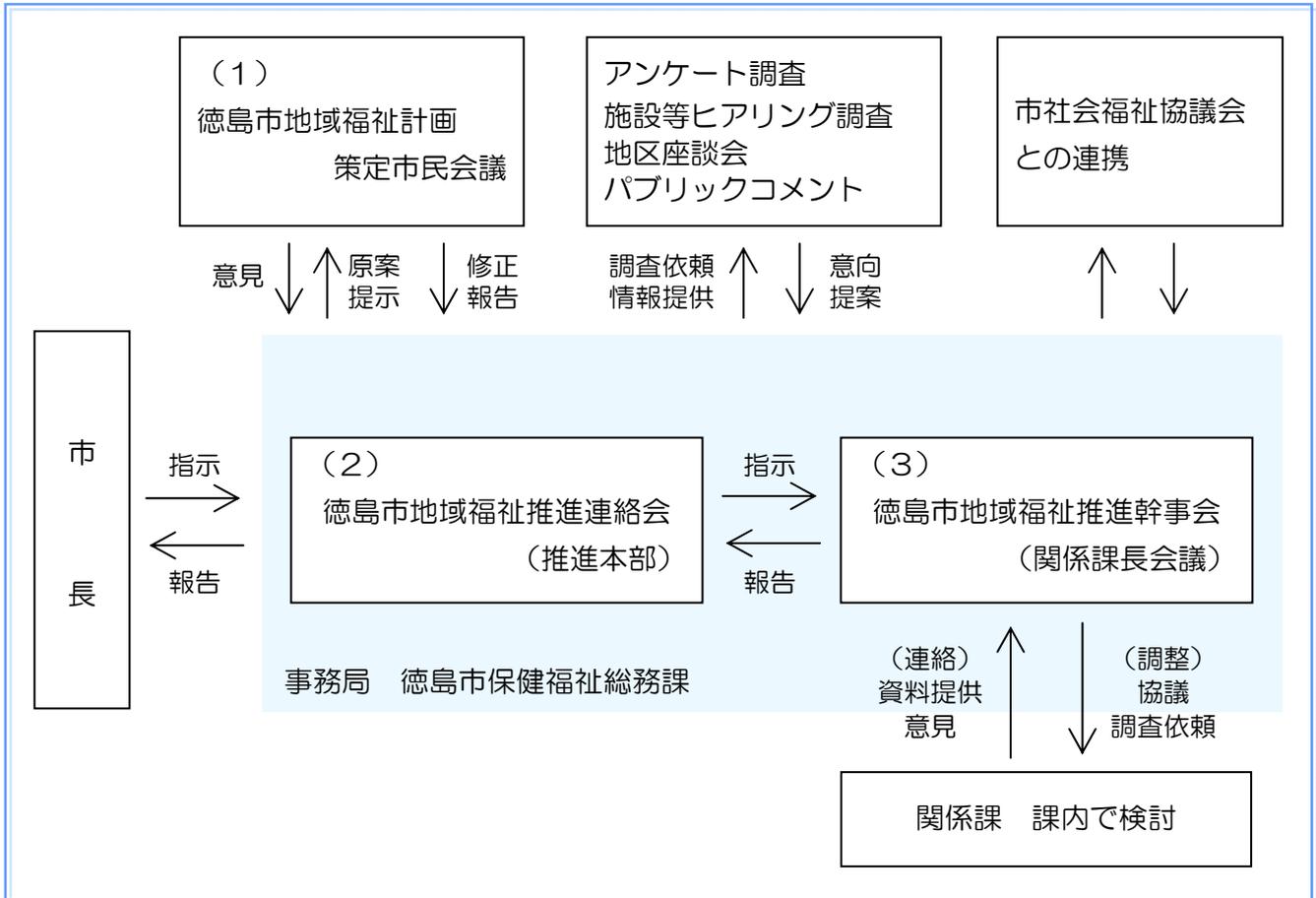
- 地域福祉活動に関心を持ち、積極的に提案・提言をしましょう。
- 地域のニーズについて、機会を捉えてみんなで話し合い、地域における生活課題を認識しましょう。

市が取り組むこと【公助】

- 広報紙や計画の概要版などの分かりやすいパンフレットを活用し、計画の周知を図ります。
- ホームページ等を活用して、市民の意見を把握し施策を検証します。

III 資料

策定体制



(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議

委員 学識経験者、各分野の関係団体の代表、公募市民等

計 16 人

(2) 徳島市地域福祉推進連絡会（推進本部）

会長 保健福祉部長

副会長 保健福祉部副部長

委員 企画政策局次長、総務部副部長、行政管理総室長、財政部副部長、市民環境部副部長 2
保健福祉部副部長兼福祉事務所長、経済部副部長、都市整備部副部長 2、土木部副部長 2
副危機管理監、消防局次長、会計管理者、教育次長 2、水道局次長、交通局次長、
病院局次長

計 22 人

(3) 徳島市地域福祉推進幹事会（関係課長会議）

幹事長 保健福祉総務課長

幹事 危機管理課長、市民生活課長、市民協働課長、生活環境課長、保健センター所長、
保険年金課長、障害福祉課長、介護・ながいき課長、保護課長、子育て支援課長、
保育課長、商工労政課長、教育総務課長、学校教育課長、青少年育成補導センター所長
社会教育課長、スポーツ振興課長

計 18 人

策定会議等の実施状況

(1) 徳島市地域福祉計画策定市民会議

区分	開催日	議題
第1回	平成20年8月28日	・取組体制と今後のスケジュール等について ・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施について
第2回	平成21年2月16日	・地区座談会の実施について ・地域福祉に関する市民アンケート調査の結果について
第3回	平成21年8月18日	・計画の素案について
第4回	平成21年11月17日	・パブリックコメントの結果と計画案について

(2) 徳島市地域福祉推進連絡会（推進本部）

区分	開催日	議題
第1回	平成20年8月25日	・取組体制と今後のスケジュール等について ・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施について
第2回	平成21年2月9日	・地区座談会の実施について ・地域福祉に関する市民アンケート調査の結果について
第3回	平成21年8月10日	・計画の素案について
第4回	平成21年11月9日	・パブリックコメントの結果と計画案について

(3) 徳島市地域福祉推進幹事会（関係課長会議）

区分	開催日	議題
第1回	平成20年9月18日	・取組体制と今後のスケジュール等について ・地域福祉に関する市民アンケート調査の実施について
第2回	平成21年1月29日	・地区座談会の実施について ・地域福祉に関する市民アンケート調査の結果について
第3回	平成21年8月5日	・計画の素案について
第4回	平成21年11月6日	・パブリックコメントの結果と計画案について

(4) 地域福祉に関する市民アンケート調査

実施時期	議題
平成20年10月中旬	・徳島市在住の15歳以上の方を対象として無作為抽出 配布数3,000人 有効回収数1,204人（有効回収率40.13%）

(5) 地区座談会（市内4地区において3回、いずれも平成21年に開催）

地区	第1回	第2回	第3回	開催場所
新町	1月29日	2月10日	2月24日	新町公民館
津田	1月30日	2月9日	2月23日	津田コミュニティセンター
多家良	1月28日	2月13日	2月25日	多家良中央コミュニティセンター
国府	1月27日	2月12日	2月26日	国府コミュニティセンター

(6) パブリックコメント手続

実施時期	
	平成21年9月24日～平成21年10月23日

徳島市地域福祉計画策定市民会議設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定するにあたり、広く市民の意見を求めるため、徳島市地域福祉計画策定市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 市民会議は、地域福祉計画の策定及び地域福祉に関する施策の推進について審議し、意見を述べる。

（組織）

第3条 市民会議は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、関係団体の代表者及び公募市民等の中から、市長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第4条 市民会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

4 副会長は、委員の中から会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、関係事項について説明又は意見を聴くことができる。

（設置期間）

第6条 市民会議は、その任務が達成されたときに解散する。

（事務局）

第7条 市民会議の事務局は、保健福祉部保健福祉総務課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

徳島市地域福祉計画策定市民会議委員名簿

(50音順、敬称略)

氏名	所属団体名	役職等	備考
泉 隆 治	徳島市地区社会福祉協議会連絡協議会	会長	◎会長
伊 勢 悦 子	徳島市民生委員児童委員協議会	会長	
大 西 智 城	阿波老人ホーム白寿園	施設長	
岡 部 達 彦	徳島市医師会	常任理事	
片 山 ヲミ子	徳島市婦人連絡協議会	会長	
川 原 富 子	徳島市・名東郡中学校 PTA 連合会	会長	平成 20 年度
黒 坂 恭 史			平成 21 年度
幸 田 直 彦	徳島市歯科医師会	会長	
島 田 和 男	徳島市コミュニティ連絡協議会	会長	
新 居 正 規	徳島市老人クラブ連合会	会長	平成 20 年度
細 井 啓 造			平成 21 年度
野 尻 許 子	公募市民		
林 徳太郎	徳島市身体障害者連合会	会長	
昼 間 厚 子	公募市民		
藤 井 忠 幸	徳島市社会福祉協議会	常務理事	平成 20 年度
日 下 正 義			平成 21 年度
本 田 圭 一	NPO法人 阿波グローバルネット	代表	
三 浦 哉	徳島大学総合科学部人間社会学科	准教授	○副会長
湯 浅 義 博	徳島市公民館連絡協議会	会長	

徳島市地域福祉推進連絡会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（平成12年法律第111号）の規定に基づき、徳島市の地域福祉計画を策定し、地域福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための庁内組織として、徳島市地域福祉推進連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画案の審議及び決定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

（組織）

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健福祉部副部長をもって充てる。
- 4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第4条 会長は、連絡会を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

（幹事会）

第6条 連絡会に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域福祉計画案の作成に関すること。
- (2) 地域福祉計画の推進に関すること。

- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は、保健福祉総務課長を、幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事長は、必要に応じて幹事会を招集し、これを主宰する。
- 6 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者を幹事会に出席させることができる。

（庶務）

第7条 連絡会の庶務は、保健福祉部保健福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 20 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

連絡会

職 名
企画政策局次長
総務部副部長
総務部行政管理総室長
財政部副部長
市民環境部副部長
保健福祉部副部長兼福祉事務所長
経済部副部長
都市整備部副部長
土木部副部長
副危機管理監
消防局次長
会計管理者
教育委員会教育次長
水道局次長
交通局次長
病院局次長

別表第 2 (第 6 条関係)

幹事会

職 名
危機管理課長
市民生活課長
市民協働課長
生活環境課長
保健センター所長
保険年金課長
障害福祉課長
介護・ながいき課長
保護課長
子育て支援課長
保育課長
商工労政課長
教育委員会総務課長
教育委員会学校教育課長
教育委員会青少年育成補導センター所長
教育委員会社会教育課長
教育委員会スポーツ振興課長

徳島市地域福祉推進連絡会委員名簿

平成 21 年度

役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
会 長	保健福祉部長兼理事	川久保 博
副 会 長	保健福祉部副部長兼保健福祉総務課長事務取扱	岡 田 元 成
委 員	企画政策局次長	平 島 誠 司
委 員	総務部副部長兼総務課長事務取扱	岩 見 亮
委 員	総務部行政管理総室長	井 上 孝 志
委 員	財政部副部長兼財政課長事務取扱	多 田 昭 弘
委 員	市民環境部副部長	湊 浩一郎
委 員	市民環境部副部長兼人権推進課長事務取扱	大 住 清 治
委 員	保健福祉部副部長兼福祉事務所長	浅 田 泰 市
委 員	経済部副部長	小野木 勝 彦
委 員	都市整備部副部長兼まちづくり推進総室長	鈴 江 祥 宏
委 員	都市整備部副部長	東 村 正 行
委 員	土木部副部長兼下水道事務所長	地 紙 満
委 員	土木部副部長	阿 川 憲 司
委 員	副危機管理監	前 田 健 次
委 員	消防局次長	木 村 勝 成
委 員	会計管理者兼会計課長事務取扱	箕 浦 利 典
委 員	教育委員会教育次長	辻 哲 弘
委 員	教育委員会教育次長	平 山 元
委 員	水道局次長	吉 田 芳 裕
委 員	総務部付参事交通局次長併任	蔵 本 宏 一
委 員	病院局次長兼市民病院事務部事務長	大 西 孝 佳

計 22 名（会長 1 名、副会長 1 名、委員 20 名）

徳島市地域福祉推進幹事会幹事名簿

平成 21 年度

役 職	所 属 ・ 職 名	氏 名
幹 事 長	保健福祉総務課長	岡 田 元 成
幹 事	危機管理課長	角 重 昭
幹 事	市民生活課長	児 島 正 実
幹 事	市民協働課長	森 利 広
幹 事	生活環境課長	松 本 禎 之
幹 事	保健センター所長	柏 田 威
幹 事	保険年金課長	越 博 文
幹 事	障害福祉課長	箕 浦 啓 子
幹 事	介護・ながいき課長	吉 岡 義 仁
幹 事	保護課長	笹 原 秀 紀
幹 事	子育て支援課長	野 口 武 夫
幹 事	保育課長	藤 田 稔
幹 事	商工労政課長	松 平 芳 典
幹 事	教育委員会総務課長	脇 谷 恵
幹 事	教育委員会学校教育課長	南 本 幹 生
幹 事	教育委員会青少年育成補導センター所長	藤 本 繁
幹 事	教育委員会社会教育課長	尾 上 義 一
幹 事	教育委員会スポーツ振興課長	南 岡 博 志

計 18 名（幹事長 1 名、幹事 17 名）

徳島市地域福祉計画

発行日 平成 22 年 1 月

発行 徳 島 市

〒770-8571 徳島市幸町 2 丁目 5 番地

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/>

編集 保健福祉部 保健福祉総務課

TEL 088-621-5562 FAX 088-655-6560